

投資信託説明書  
(請求目論見書)

使用開始日 2024.9.7



# MAXIS

## 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。  
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

この目論見書により行う「MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年3月7日に関東財務局長に提出しており、2024年3月8日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	32
第3【ファンドの経理状況】	39
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	88
第三部【委託会社等の情報】	89
第1【委託会社等の概況】	89
約款	121

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信 (「ファンド」といいます。)

※「MAXIS (マクシス)」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF (上場投資信託) シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高 (MAX) の品質」と「お客さまの投資の中心軸 (AXIS)」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり1,000円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律 (「社振法」といいます。) の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります (振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行 (売出) 価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4)【発行 (売出) 価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、原則、取得申込受付日の午後4時までに受け付けた取得申込み (当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの) を当該取得申込受付日の申込みとします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間: 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

(注) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは100口当たりの価額で表示されます。

### (5)【申込手数料】

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

### (6)【申込単位】

100口の整数倍で販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

### (7)【申込期間】

2024年3月8日から2025年3月7日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCIコクサイ・インデックス（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象指数の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、1兆円です。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ( )
追加型	内外	その他資産 ( )	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を除く)	ファンド	( )	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・	なし		
中小型株	年6回	北米			オブ・	
債券	(隔月)	欧州	ファンズ		その他	ロング・
一般	年12回	アジア			(MSCIコク	ショート型／
公債	(毎月)	オセアニア			サイ・インデッ	絶対収益
社債	日々	中南米			クス(円換算	追求型
その他債券	その他	アフリカ			ベース))	その他
クレジット	( )	中近東				( )
属性		(中東)				
( )		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(株式 一般))						

資産複合 ( )						
-------------	--	--	--	--	--	--

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

#### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F及びMMFの運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるも

		のをいいます。
	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BBB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。



## ファンドの目的

円換算した対象指数MSCIコクサイ・インデックスの値動きに連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 投資方針

円換算したMSCIコクサイ・インデックスに連動する成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をMSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース)の変動率に一致させることを目的として、主として対象指数に採用されている銘柄の株式に投資を行います。
- 円換算した対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用は外国株式インデックスマザーファンドを通じて行います。

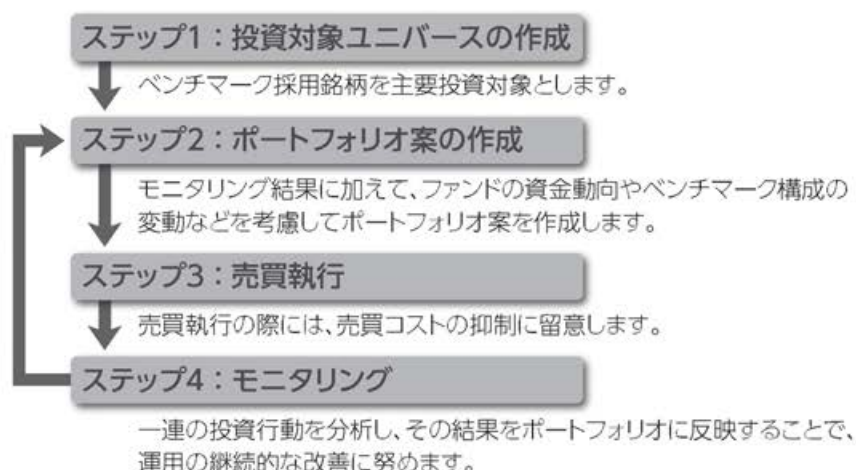
### <MSCIコクサイ・インデックスについて>

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算<sup>\*</sup>したものです。

※原則として、わが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値により円換算

### <運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。

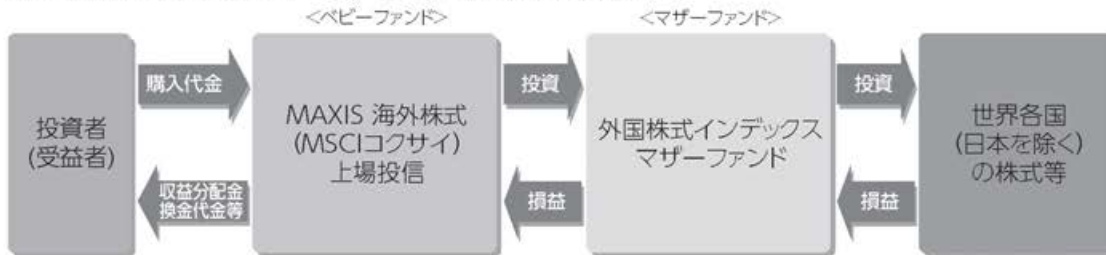
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の株式等に投資を行うファミリーファンド方式により行います。



■上場投信の仕組み

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は10口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

- ・東京証券取引所(2010年11月25日に新規上場)

■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

年2回の決算時に分配を行います。

- ・年2回の決算時(6・12月の各8日)に分配を行います。
- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

### 「MSCIコクサイ・インデックス」の著作権等について

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

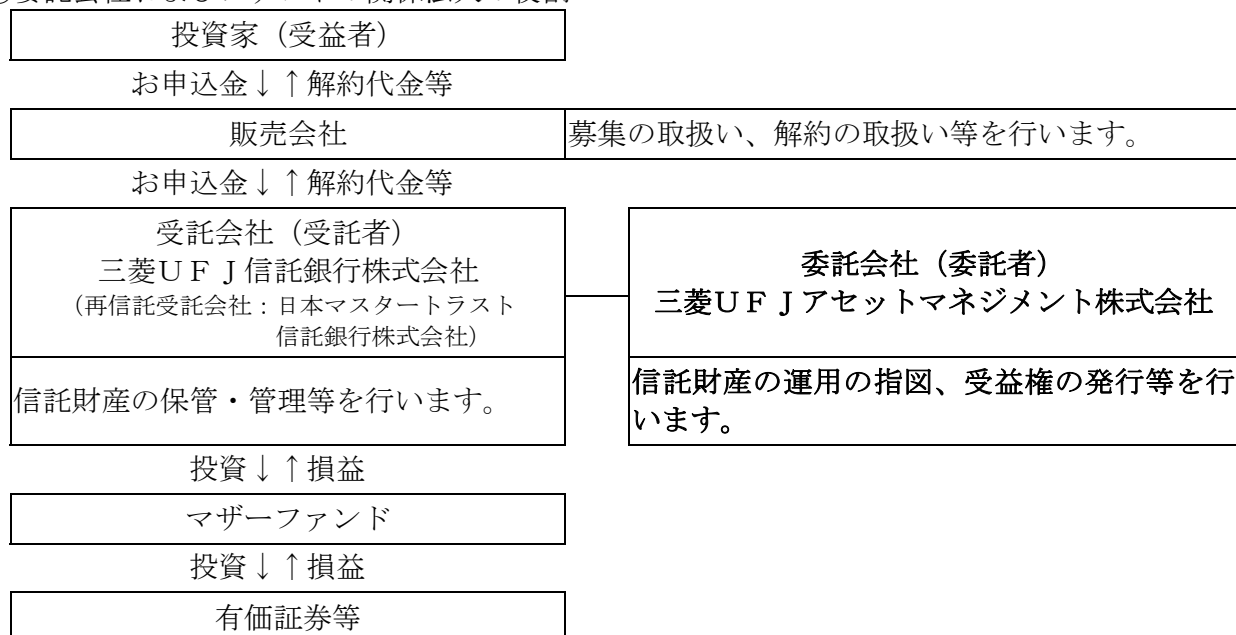
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2010年11月22日	設定日、信託契約締結、運用開始
2010年11月25日	ファンドの受益権を東京証券取引所に上場
2019年12月9日	ファンド・オブ・ファンズ方式からファミリーファンド方式に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い等に係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2024年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更  
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に

## 変更

### ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資することがあります。

外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCIコクサイ・インデックス（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、円換算した対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

円換算した対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### ②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で

定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
  16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
  22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
  23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から6. に該当するものを除きます。)
8. 外国の者に対する権利で7. の権利の性質を有するもの
9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。)
10. 外国法人の社員権で9. の権利の性質を有するもの
11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。)
12. 外国の法令に基づく権利であつて、11. の権利に類するもの

### ④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

## <外国株式インデックスマザーファンドの概要>

### (基本方針)

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

### (運用方法)

#### ①投資対象

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (投資制限)

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

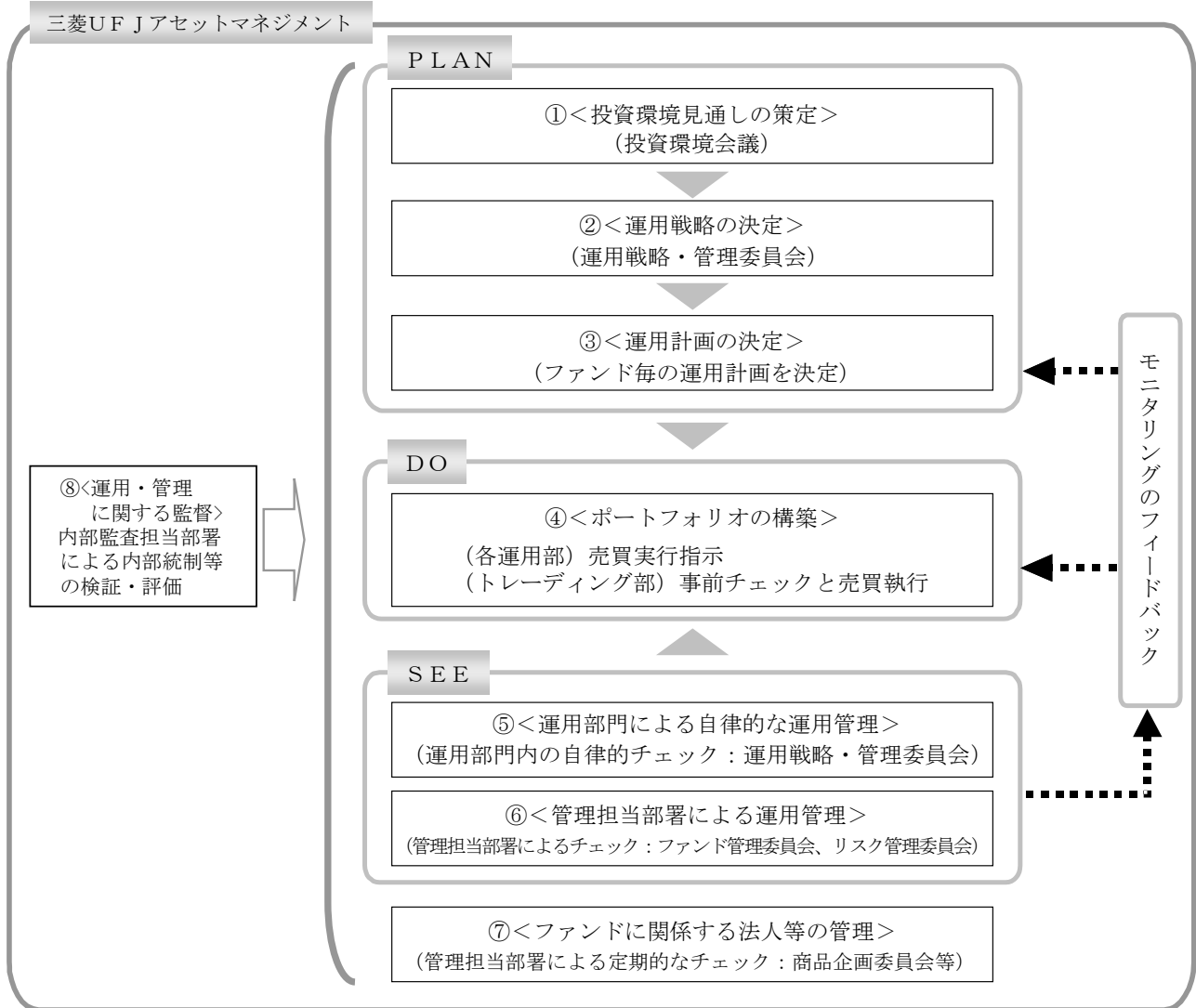
⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧外国為替予約取引を行うことができます。

⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## (3)【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理



受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 [https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

#### (4)【配分方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①経費等控除後の配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
- ②売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### (5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

##### ①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### ②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### ③同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ④スワップ取引

- a. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑤信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売出しにより取得する株券
  - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（③に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
  - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ⑥外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ⑦公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### ⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の

当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

#### ⑨投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### ⑩有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑪特別の場合の外貨建有価証券

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### ⑫デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### ⑬信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### ①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、換金時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・当ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数における各銘柄の構成比率と当ファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・当ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格は当ファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、当ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行い

ます。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

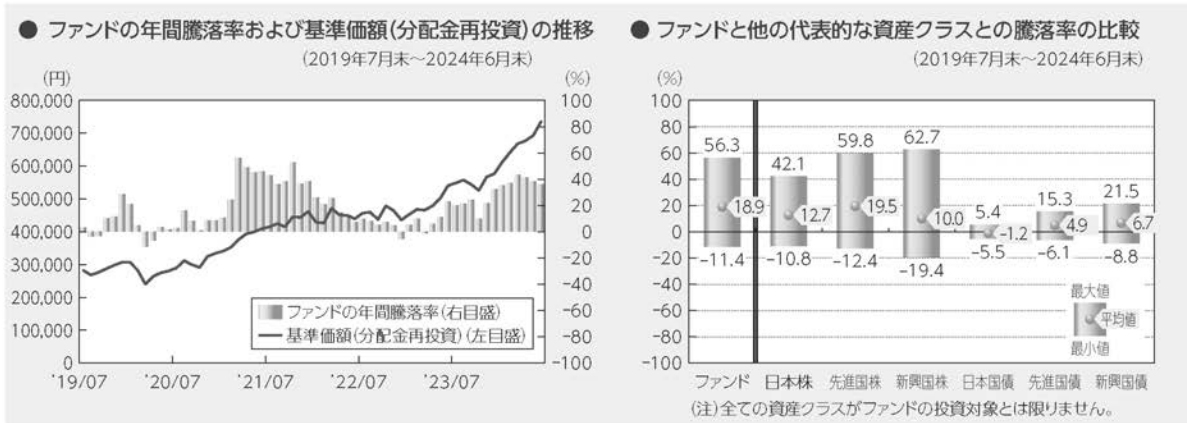
③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.1%）が差し引かれます。

また、販売会社は、受益者が解約請求を行うときは、当該受益者から販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.165%（税抜0.15%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

100口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.11%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ・受益権の上場に係る費用（追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%）））は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。
- ・対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年0.055%（税抜年0.05%）（上限）を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記

載することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

### ①個人の受益者に対する課税

#### 1. 受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

#### 2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

#### 3. 受益権の解約時および償還時

上記 1. と同様の取扱いとなります。

売却時、解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ②法人の受益者に対する課税

#### 1. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### 2. 収益分配金の受取り時

15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

#### 3. 受益権の解約時および償還時

源泉徴収はありません。上記 1. と同様の取扱いとなります。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 6 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※日本以外の国・地域にお住まいの方が取得された場合、いわゆる租税条約および関連規定により、日本国外の税当局に対してファンド受益者に関する報告義務が発生することとなる可能性があります。

## 5 【運用状況】



【MAXIS 海外株式（MSCI コクサイ）上場投信】

(1) 【投資状況】

2024年6月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	23,153,382,512	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,340,158	0.01
純資産総額		23,154,722,670	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年6月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	3,067,648,327	7.2235	22,159,157,691	7.5476	23,153,382,512	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年6月28日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

純資産総額	基準価額 (1口当たりの純資産価額)	東京証券取引所 取引価格

	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第8 計算期間末日 (2014年12月8日)	5,257,293,779	5,290,793,779	2,102.92	2,116.32	2,156
第9 計算期間末日 (2015年6月8日)	6,116,194,583	6,172,194,583	2,184.36	2,204.36	2,218
第10 計算期間末日 (2015年12月8日)	6,580,374,869	6,629,014,869	2,056.37	2,071.57	2,078
第11 計算期間末日 (2016年6月8日)	6,323,455,595	6,389,605,595	1,806.70	1,825.60	1,809
第12 計算期間末日 (2016年12月8日)	7,515,669,458	7,567,349,458	1,977.81	1,991.41	1,960
第13 計算期間末日 (2017年6月8日)	7,387,236,193	7,453,036,193	2,110.64	2,129.44	2,113
第14 計算期間末日 (2017年12月8日)	8,145,152,662	8,201,852,662	2,327.19	2,343.39	2,327
第15 計算期間末日 (2018年6月8日)	8,444,888,149	8,517,608,149	2,345.80	2,366.00	2,340
第16 計算期間末日 (2018年12月8日)	8,104,505,458	8,170,025,458	2,251.25	2,269.45	2,274
第17 計算期間末日 (2019年6月8日)	8,327,770,707	8,410,078,707	2,306.86	2,329.66	2,310
第18 計算期間末日 (2019年12月8日)	9,275,871,984	9,339,683,984	2,500.24	2,517.44	2,500
第19 計算期間末日 (2020年6月8日)	10,685,657,220	10,768,107,220	2,514.27	2,533.67	2,512
第20 計算期間末日 (2020年12月8日)	11,346,800,388	11,413,304,388	2,781.08	2,797.38	2,767
第21 計算期間末日 (2021年6月8日)	14,249,772,112	14,344,560,492	3,352.41	3,374.71	3,370
第22 計算期間末日 (2021年12月8日)	14,387,439,820	14,467,625,410	3,714.13	3,734.83	3,740
第23 計算期間末日 (2022年6月8日)	14,658,933,381	14,775,303,081	3,842.04	3,872.54	3,846
第24 計算期間末日 (2022年12月8日)	14,171,411,778	14,275,785,278	3,733.84	3,761.34	3,744
第25 計算期間末日 (2023年6月8日)	15,392,557,442	15,534,978,502	4,128.57	4,166.77	4,120
第26 計算期間末日 (2023年12月8日)	16,939,452,144	17,059,979,914	4,483.35	4,515.25	4,530
第27 計算期間末日 (2024年6月8日)	22,255,005,216	22,427,126,016	5,624.50	5,668.00	5,649
2023年6月末日	16,253,382,864	—	4,382.97	—	4,372
7月末日	16,542,655,149	—	4,448.98	—	4,470
8月末日	16,918,055,610	—	4,525.60	—	4,540
9月末日	16,552,183,039	—	4,415.92	—	4,433
10月末日	16,120,610,342	—	4,266.63	—	4,284
11月末日	17,336,117,772	—	4,600.51	—	4,630
12月末日	17,654,618,461	—	4,648.03	—	4,647
2024年1月末日	18,582,307,226	—	4,931.22	—	4,921
2月末日	19,468,462,636	—	5,168.44	—	5,153
3月末日	20,384,095,900	—	5,382.93	—	5,402
4月末日	20,869,999,143	—	5,453.64	—	5,453
5月末日	22,086,981,718	—	5,582.03	—	5,587
6月末日	23,154,722,670	—	5,876.09	—	5,893

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第8 計算期間	13円40銭

第9 計算期間	20 円 00 銭
第10 計算期間	15 円 20 銭
第11 計算期間	18 円 90 銭
第12 計算期間	13 円 60 銭
第13 計算期間	18 円 80 銭
第14 計算期間	16 円 20 銭
第15 計算期間	20 円 20 銭
第16 計算期間	18 円 20 銭
第17 計算期間	22 円 80 銭
第18 計算期間	17 円 20 銭
第19 計算期間	19 円 40 銭
第20 計算期間	16 円 30 銭
第21 計算期間	22 円 30 銭
第22 計算期間	20 円 70 銭
第23 計算期間	30 円 50 銭
第24 計算期間	27 円 50 銭
第25 計算期間	38 円 20 銭
第26 計算期間	31 円 90 銭
第27 計算期間	43 円 50 銭

### ③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第8 計算期間	20.50
第9 計算期間	4.82
第10 計算期間	△5.16
第11 計算期間	△11.22
第12 計算期間	10.22
第13 計算期間	7.66
第14 計算期間	11.02
第15 計算期間	1.66
第16 計算期間	△3.25
第17 計算期間	3.48
第18 計算期間	9.12
第19 計算期間	1.33
第20 計算期間	11.26
第21 計算期間	21.34
第22 計算期間	11.40
第23 計算期間	4.26
第24 計算期間	△2.10
第25 計算期間	11.59

第 26 計算期間	9.36
第 27 計算期間	26.42

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 8 計算期間	100,000	—	2,500,000
第 9 計算期間	300,000	—	2,800,000
第 10 計算期間	400,000	—	3,200,000
第 11 計算期間	300,000	—	3,500,000
第 12 計算期間	300,000	—	3,800,000
第 13 計算期間	—	300,000	3,500,000
第 14 計算期間	—	—	3,500,000
第 15 計算期間	100,000	—	3,600,000
第 16 計算期間	—	—	3,600,000
第 17 計算期間	120,000	110,000	3,610,000
第 18 計算期間	140,000	40,000	3,710,000
第 19 計算期間	740,000	200,000	4,250,000
第 20 計算期間	270,000	440,000	4,080,000
第 21 計算期間	448,500	277,900	4,250,600
第 22 計算期間	32,000	408,900	3,873,700
第 23 計算期間	144,700	203,000	3,815,400
第 24 計算期間	10,000	30,000	3,795,400
第 25 計算期間	62,900	130,000	3,728,300
第 26 計算期間	90,000	40,000	3,778,300
第 27 計算期間	210,000	31,500	3,956,800

(参考)

外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

2024年 6月 28日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	4,511,757,966,531	73.42
	イギリス	234,362,393,789	3.81
	カナダ	184,979,815,526	3.01
	フランス	164,134,354,333	2.67
	スイス	155,629,600,403	2.53

	ドイツ	135,856,101,618	2.21
	オーストラリア	110,820,935,904	1.80
	オランダ	105,442,729,661	1.72
	デンマーク	62,938,306,321	1.02
	スウェーデン	50,816,212,884	0.83
	スペイン	40,698,450,046	0.66
	イタリア	32,245,471,692	0.52
	香港	26,081,505,939	0.42
	シンガポール	17,116,587,707	0.28
	フィンランド	15,789,096,046	0.26
	ベルギー	12,498,817,172	0.20
	ノルウェー	9,413,394,719	0.15
	アイルランド	5,528,987,967	0.09
	イスラエル	5,397,097,913	0.09
	オーストリア	2,974,487,168	0.05
	ルクセンブルク	2,871,249,708	0.05
	ニュージーランド	2,713,864,789	0.04
	ポルトガル	2,541,808,656	0.04
	バミューダ	851,256,100	0.01
	小計	5,893,460,492,592	95.91
投資証券	アメリカ	93,976,576,262	1.53
	オーストラリア	7,396,934,733	0.12
	フランス	1,966,178,386	0.03
	イギリス	1,763,701,262	0.03
	シンガポール	1,358,531,152	0.02
	香港	995,933,880	0.02
	ベルギー	432,453,188	0.01
	カナダ	302,575,605	0.00
	小計	108,192,884,468	1.76
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	143,417,864,022	2.33
純資産総額		6,145,071,241,082	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

2024年6月28日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	109,919,853,771	1.79
	買建	カナダ	4,883,352,199	0.08
	買建	ドイツ	15,674,785,246	0.26
	買建	オーストラリア	3,959,157,825	0.06

	買建	イギリス	5,870,845,656	0.10
	買建	スイス	3,756,430,180	0.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

2024年6月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4,201,504	66,881.71	281,003,800,661	72,940.54	306,460,010,486	4.99
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8,728,915	29,615.40	258,510,373,041	34,485.08	301,017,393,191	4.90
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	14,876,050	14,731.04	219,139,769,367	19,971.06	297,090,625,460	4.83
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	5,571,070	30,134.22	167,879,901,161	31,867.69	177,537,184,653	2.89
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1,303,990	76,779.56	100,119,784,703	83,685.52	109,125,093,222	1.78
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	3,507,171	27,200.56	95,397,020,966	29,863.98	104,738,115,113	1.70
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	3,036,997	27,461.29	83,399,876,808	30,097.54	91,406,139,295	1.49
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	480,913	123,061.81	59,182,025,501	146,419.07	70,414,835,557	1.15
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	262,023	215,615.24	56,496,152,492	255,563.32	66,963,469,421	1.09
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,708,697	32,005.54	54,687,786,594	32,080.31	54,815,532,703	0.89
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1,706,316	27,210.24	46,429,272,602	31,798.43	54,258,185,923	0.88
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	780,398	66,347.81	51,777,700,837	65,708.50	51,278,787,056	0.83
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	2,669,118	18,959.96	50,606,382,323	18,506.94	49,397,214,686	0.80
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,943,076	20,476.56	39,787,521,833	23,160.06	45,001,756,745	0.73
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	548,652	82,517.90	45,273,614,265	78,350.89	42,987,372,939	0.70

アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	940,343	45,156.40	42,462,511,616	42,939.65	40,378,000,522	0.66
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	237,870	149,298.85	35,513,718,523	165,436.80	39,352,451,616	0.64
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用 品・パー ソナル用 品	1,399,438	26,870.28	37,603,302,054	26,837.48	37,557,394,094	0.61
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需 品流通・ 小売り	264,499	127,118.42	33,622,695,367	137,009.36	36,238,839,610	0.59
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サー ビス	495,140	73,530.62	36,407,954,462	71,313.74	35,310,286,461	0.57
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	1,432,762	24,122.53	34,561,850,055	23,484.00	33,646,991,405	0.55
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	590,039	55,745.59	32,892,072,267	55,003.79	32,454,383,785	0.53
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	1,506,810	20,935.91	31,546,445,655	20,910.10	31,507,558,931	0.51
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	2,634,480	9,783.53	25,774,524,640	10,933.43	28,803,906,882	0.47
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	1,054,544	25,913.05	27,326,458,196	27,219.21	28,703,864,397	0.47
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディ ア・娯楽	257,760	98,562.82	25,405,552,487	110,226.64	28,412,019,706	0.46
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	4,228,403	6,200.14	26,216,727,179	6,321.99	26,731,953,195	0.44
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギ ー	1,044,372	26,656.12	27,838,911,493	25,178.46	26,295,681,134	0.43
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲 料・タバ コ	1,591,107	17,050.46	27,129,107,899	16,499.50	26,252,485,539	0.43
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲 料・タバ コ	2,445,044	10,191.34	24,918,296,489	10,293.98	25,169,243,082	0.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年6月28日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	4.33
	素材	3.53
	資本財	6.62
	商業・専門サービス	1.52
	運輸	1.54

	自動車・自動車部品	1.53
	耐久消費財・アパレル	1.31
	消費者サービス	1.84
	メディア・娯楽	6.69
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.87
	生活必需品流通・小売り	1.71
	食品・飲料・タバコ	3.01
	家庭用品・パーソナル用品	1.54
	ヘルスケア機器・サービス	3.92
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.78
	銀行	5.26
	金融サービス	6.26
	保険	2.88
	ソフトウェア・サービス	9.93
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.40
	電気通信サービス	1.07
	公益事業	2.47
	半導体・半導体製造装置	9.63
	不動産管理・開発	0.26
	小計	95.91
投資証券	—	1.76
合計		97.67

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

2024年6月28日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2409	買建	2,461	アメリカドル	682,158,868.1	109,875,328,885	682,435,300	109,919,853,771	1.79
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602409	買建	158	カナダドル	41,017,154.5	4,816,234,281	41,588,760	4,883,352,199	0.08
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2409	買建	1,842	ユーロ	91,210,055.9	15,718,228,932	90,957,960	15,674,785,246	0.26
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2409	買建	191	オーストラリアドル	37,002,000.25	3,959,214,027	37,001,475	3,959,157,825	0.06
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	FTSE100 2409	買建	351	イギリスポンド	28,940,893.75	5,888,893,060	28,852,200	5,870,845,656	0.10



	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2409	買建	174	スイスフラン	21,028,561.9	3,765,584,579	20,977,440	3,756,430,180	0.06
--	-----	------------------	--------------	----	-----	--------	--------------	---------------	------------	---------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

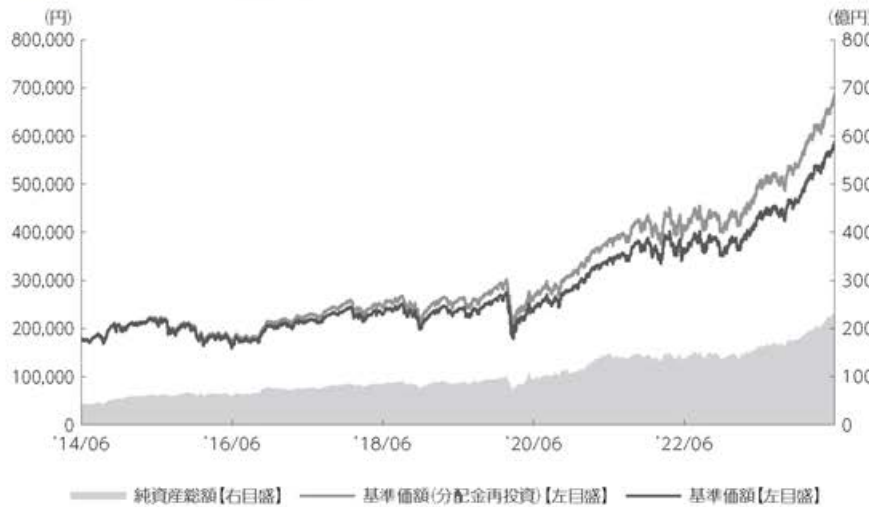
《参考情報》



# 運用実績

2024年6月28日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2014年6月30日～2024年6月28日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	587,609円
純資産総額	231.5億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

2024年 6月	4,350円
2023年 12月	3,190円
2023年 6月	3,820円
2022年 12月	2,750円
2022年 6月	3,050円
2021年 12月	2,070円
設定来累計	53,080円

•分配金は100口当たり、税引前

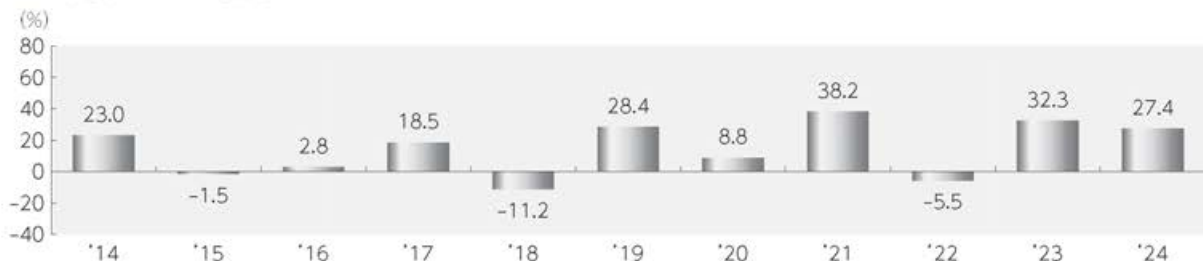
## ■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 アメリカドル	76.7%	1 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	5.0%
2 ユーロ	8.8%	2 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	4.9%
3 イギリスポンド	3.9%	3 NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	アメリカ	4.8%
4 カナダドル	3.1%	4 AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	2.9%
5 スイスフラン	2.6%	5 META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	アメリカ	1.8%
6 オーストラリアドル	2.0%	6 ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	1.7%
7 デンマーククローネ	1.1%	7 ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	アメリカ	1.5%
8 スウェーデンクローネ	0.8%	8 ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	1.1%
9 香港ドル	0.5%	9 BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	アメリカ	1.1%
10 シンガポールドル	0.3%	10 JPMORGAN CHASE & CO	銀行	アメリカ	0.9%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	2.3%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2024年は年初から6月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 1 【申込（販売）手続等】

### ① 申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後4時までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日は申込みができません。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日
2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
3. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
4. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、2. から4. に定める日の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市場動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受付を行うことができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### ② 申込単位

100口の整数倍で販売会社が定める単位

### ③ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

### ④ 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### ⑤ 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

### ⑥ 申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

### ⑦ 申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

### ⑧ 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

ファンドが投資を行う「外国株式インデックスマザーファンド」における運用状況・運用規模等を勘案し、委託会社の判断により、大口の取得申込みに制限\*を設ける場合があります。  
なお、上限については、ファンドの規模等により、委託会社の判断で変更することがありますので、販売会社にご確認ください。

\*当該マザーファンドの純資産総額の10%程度を大口の取得申込みの制限の目安とします。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

### ①解約の受付

解約請求の当日を受付日として、受益者は自己に帰属する受益権につき解約の請求ができます。原則、解約請求受付日の午後4時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該解約請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日
2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
3. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
4. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、2. から4. に定める日の解約請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における解約請求については、解約請求の受付を行うことができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

### ②解約単位

100口の整数倍で販売会社が定める単位

### ③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

### ④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%をかけた額

### ⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### ⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### ⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

### ⑧解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

ファンドが投資を行う「外国株式インデックスマザーファンド」における運用状況・運用規模等を勘案し、委託会社の判断により、大口の解約請求に制限<sup>\*</sup>を設ける場合があります。

<sup>\*</sup>当該マザーファンドの純資産総額の10%程度を大口の解約請求の制限の目安とします。

<sup>\*</sup>換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### ①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、当ファンドでは100口当たりの価額で表示されます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

#### ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

#### ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

#### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

#### ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

#### ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

#### ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

#### ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

#### ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

## ②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## ③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

無期限(2010年11月22日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

## (4)【計算期間】

毎年6月9日から12月8日および12月9日から翌年6月8日まで

ただし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

### ①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10万口を下回るようになったとき
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止された場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認められた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。

なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止された場合によりファンドを償還するときには、その廃止された日にファンドを償還するための手続きを開始するものとします。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

### ②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

### ③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

#### ④金融商品取引所への上場

委託会社は、ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとし、

委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとし、

#### ⑤反対者の買取請求権

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

#### ⑥関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「上場投資信託の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### ⑦運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書（全体版）の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認いただけます。

#### ⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### ⑨受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### ⑩信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、

これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### ⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

#### (1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録<sup>(注)</sup>されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(注) 受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称および住所その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前 5 営業日間において名義登録を停止するものとします。

#### (2) 償還金に対する請求権

受益者（信託終了日において受益者名簿に名義登録されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ・償還金は、原則として信託終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該償還金を振り込む方式により支払われます。
- ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

#### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第 2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。



### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2023 年 12 月 9 日から 2024 年 6 月 8 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年8月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 久保 直毅

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXIS 海外株式（MSCIコクサイ）上場投信の2023年12月9日から2024年6月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXIS 海外株式（MSCIコクサイ）上場投信の2024年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【MAXIS 海外株式（MSCI コクサイ）上場投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 26 期 [ 2023 年 12 月 8 日現在 ]	第 27 期 [ 2024 年 6 月 8 日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	18,907,360	22,161,935
親投資信託受益証券	17,058,887,350	22,425,749,026
未収入金	286,061	480,397
未収利息	-	76
流動資産合計	17,078,080,771	22,448,391,434
資産合計	17,078,080,771	22,448,391,434
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	120,527,770	172,120,800
未払受託者報酬	3,642,580	4,299,816
未払委託者報酬	10,017,044	11,824,429
未払利息	4	-
その他未払費用	4,441,229	5,141,173
流動負債合計	138,628,627	193,386,218
負債合計	138,628,627	193,386,218
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,778,300,000	3,956,800,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	13,161,152,144	18,298,205,216
（分配準備積立金）	54,441	161,811
元本等合計	16,939,452,144	22,255,005,216
純資産合計	16,939,452,144	22,255,005,216
負債純資産合計	17,078,080,771	22,448,391,434

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 26 期 自 2023 年 6 月 9 日 至 2023 年 12 月 8 日	第 27 期 自 2023 年 12 月 9 日 至 2024 年 6 月 8 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	62	2,536
有価証券売買等損益	1,466,576,796	4,525,929,089
営業収益合計	1,466,576,858	4,525,931,625
<b>営業費用</b>		
支払利息	9,086	653

受託者報酬	3,642,580	4,299,816
委託者報酬	10,017,044	11,824,429
その他費用	4,930,676	5,630,835
営業費用合計	18,599,386	21,755,733
営業利益又は営業損失(△)	1,447,977,472	4,504,175,892
経常利益又は経常損失(△)	1,447,977,472	4,504,175,892
当期純利益又は当期純損失(△)	1,447,977,472	4,504,175,892
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	-	-
期首剰余金又は期首欠損金(△)	11,664,257,442	13,161,152,144
剰余金増加額又は欠損金減少額	309,644,800	922,986,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	309,644,800	922,986,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	140,199,800	117,988,020
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	140,199,800	117,988,020
分配金	120,527,770	172,120,800
期末剰余金又は期末欠損金(△)	13,161,152,144	18,298,205,216

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第26期 [2023年12月8日現在]	第27期 [2024年6月8日現在]
1. 期首元本額	3,728,300,000円	3,778,300,000円
期中追加設定元本額	90,000,000円	210,000,000円
期中一部解約元本額	40,000,000円	31,500,000円
2. 受益権の総数	3,778,300口	3,956,800口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26期 自2023年6月9日 至2023年12月8日			第27期 自2023年12月9日 至2024年6月8日		
1. その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。			1. その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。		
2. 分配金の計算過程			2. 分配金の計算過程		
項目			項目		
当期配当等収益額	A	△9,024円	当期配当等収益額	A	1,883円
親ファンドの配当等収益額	B	138,993,400円	親ファンドの配当等収益額	B	193,981,367円
分配準備積立金額	C	188,135円	分配準備積立金額	C	54,441円
配当等収益合計額	D=A+B+C	139,172,511円	配当等収益合計額	D=A+B+C	194,037,691円
経費	E	18,590,300円	経費	E	21,755,080円
当ファンドの分配対象収益額	F=D-E	120,582,211円	当ファンドの分配対象収益額	F=D-E	172,282,611円
収益分配金金額	G	120,527,770円	収益分配金金額	G	172,120,800円

次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	54,441 円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	161,811 円
当ファンドの期末残存口数	I	3,778,300 口	当ファンドの期末残存口数	I	3,956,800 口
100 口当たり分配金額	J=G/I×100	3,190 円	100 口当たり分配金額	J=G/I×100	4,350 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 26 期 自 2023 年 6 月 9 日 至 2023 年 12 月 8 日	第 27 期 自 2023 年 12 月 9 日 至 2024 年 6 月 8 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 26 期 [2023 年 12 月 8 日現在]	第 27 期 [2024 年 6 月 8 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 26 期 [2023 年 12 月 8 日現在]	第 27 期 [2024 年 6 月 8 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,451,438,630	4,516,816,260
合計	1,451,438,630	4,516,816,260

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 26 期 [2023 年 12 月 8 日現在]	第 27 期 [2024 年 6 月 8 日現在]
1口当たり純資産額	4,483.35 円	5,624.50 円
(100口当たり純資産額)	(448,335 円)	(562,450 円)

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	3,104,554,444	22,425,749,026	
合計		3,104,554,444	22,425,749,026	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年6月8日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	20,019,231,930
コール・ローン	15,139,234,875
株式	5,545,782,585,018
投資証券	103,434,560,102
派生商品評価勘定	1,171,187,156
未収入金	58,738,076
未収配当金	7,316,088,419
未収利息	26,628
差入委託証拠金	87,651,169,706
流動資産合計	5,780,572,821,910
資産合計	5,780,572,821,910
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	39,200,650
未払金	2,858,318,881
未払解約金	8,582,992,762
流動負債合計	11,480,512,293
負債合計	11,480,512,293
純資産の部	
元本等	
元本	798,650,915,696
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	4,970,441,393,921
元本等合計	5,769,092,309,617
純資産合計	5,769,092,309,617
負債純資産合計	5,780,572,821,910

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。



## (貸借対照表に関する注記)

	[2024年6月8日現在]
1. 期首	2023年12月9日
期首元本額	596,271,672,411円
期中追加設定元本額	234,213,846,411円
期中一部解約元本額	31,834,603,126円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	166,123,315円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)	883,373,654円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	880,048,668円
MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	3,104,554,444円
MAXIS 全世界株式(オール・カンントリー)上場投信	6,229,822,279円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	1,242,658,517円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	8,043,919,293円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	9,928,768,855円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	39,048,208円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	109,717,637円
ファンド・マネジャー(海外株式)	777,169円
eMAXIS 先進国株式インデックス	14,049,026,199円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	934,179,637円
eMAXIS バランス(波乗り型)	35,102,977円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	1,615,318,696円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	190,109,914円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	265,892,071円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	250,354,058円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	105,078,257,241円
海外株式セレクション(ラップ向け)	2,110,230,712円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	4,942,225,448円
つみたて先進国株式	35,380,831,730円
つみたて8資産均等バランス	2,467,667,533円
つみたて4資産均等バランス	921,823,231円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	1,874,461円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	3,333,507円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	7,168,851円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	163,104,498円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	218,045,755円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	156,852,544円
三菱UFJ DC年金バランス(株式15)	60,003,356円
三菱UFJ DC年金バランス(株式40)	496,180,496円
三菱UFJ DC年金バランス(株式65)	1,476,337,599円
eMAXIS Slim 全世界株式(除く日本)	62,879,164,810円
eMAXIS Slim 全世界株式(3地域均等型)	726,772,458円
三菱UFJ DC年金インデックス(先進国株式)	4,913,873,922円
eMAXIS Slim 全世界株式(オール・カンントリー)	417,088,185,348円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)	151,781,988円
三菱UFJ DC年金バランス(株式25)	40,866,041円
つみたて全世界株式	3,111,378,419円

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065 (確定拠出年金)	75,002,545円
ラップ向けインデックスf 先進国株式	2,796,527,551円
三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	65,545,821円
ダイナミックアロケーションファンド (ラップ向け)	2,766,875,069円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	75,826,053円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	7,027,242円
アクティブアロケーションファンド (ラップ向け)	12,322,255円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070 (確定拠出年金)	968,369円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	33,855,358,762円
eMAXIS 全世界株式インデックス	6,712,406,606円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式抑制型)	490,953,430円
三菱UFJ バランス・イノベーション (株式重視型)	1,174,197,344円
三菱UFJ バランス・イノベーション (新興国投資型)	195,865,278円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション (KAKUSHIN)	704,323,044円
三菱UFJ バランス・イノベーション (債券重視型)	128,378,872円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	379,020,393円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	76,390,722円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	113,880,056円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	510,095,543円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	436,196,735円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	915,824,812円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA (適格機関投資家限定)	1,116,139,665円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	4,257,532円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	2,693,553,530円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	26,980,893円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	547,176,320円
MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	8,655,549,219円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	56,322円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	433,987,574円
MUAM 全世界株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	4,161,573,510円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	6,434,619円
アドバンスト・バランスII (FOFs用) (適格機関投資家限定)	47,833,270円
MUKAM バランス・イノベーション (株式抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	1,565,921,702円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) (適格機関投資家転売制限付)	474,962,445円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	163,183,895円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	52,906,921円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド (適格機関投資家限定)	1,539,083,383円
MUKAM バランス・イノベーション (債券重視型) (適格機関投資家転売制限付)	71,184,448円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	2,568,358,990円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	82,874,954円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド (適格機関投資家限定)	7,112,893,708円
MUKAM バランス・イノベーション (リスク抑制型) 2 (適格	14,536,756円

機関投資家転売制限付)	
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	199,817 円
海外株式インデックスファンドS	8,958,452,594 円
外国株式インデックスオープンV (適格機関投資家限定)	274,879,483 円
全世界株式インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	144,732,915 円
グローバルバランスオープンV (適格機関投資家限定)	1,380,839 円
全世界株式 (除く日本) インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	41,688,131 円
MUAM グローバルバランス (退職給付信託向け) (適格機関投資家限定)	4,776,531,798 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	2,954,612,277 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	595,318 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	1,431,221 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	385,286 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	1,610,167 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	19,753,162 円
三菱UFJ バランスVA30D (適格機関投資家限定)	661,136 円
三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	5,763,702 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	637,725 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	6,729,824 円
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	7,189,592,387 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	70,380,146 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	305,475,748 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	337,783,641 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	360,446,682 円
合計	798,650,915,696 円
2. 受益権の総数	798,650,915,696 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023 年 12 月 9 日 至 2024 年 6 月 8 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファン

ドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。  
 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年6月8日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	[2024年6月8日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	96,968,629,626
投資証券	1,888,582,737
合計	98,857,212,363

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

##### 株式関連

[2024年6月8日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	120,662,965,256	—	121,792,064,495	1,129,099,239
合計		120,662,965,256	—	121,792,064,495	1,129,099,239

(注) 時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
 原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

##### 通貨関連

[2024年6月8日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	7,120,308,099	—	7,121,725,981	1,417,882
	カナダドル	293,501,181	—	293,760,446	259,265
	オーストラリアドル	202,083,978	—	202,205,416	121,438
	イギリスポンド	421,703,303	—	421,511,705	△191,598
	スイスフラン	257,073,606	—	257,401,916	328,310
	香港ドル	42,031,412	—	42,032,887	1,475
	シンガポールドル	19,769,823	—	19,800,141	30,318
	スウェーデンクローネ	63,558,388	—	63,557,790	△598
	デンマーククローネ	128,415,716	—	128,541,196	125,480
ユーロ	771,534,761	—	772,330,056	795,295	
合計		9,319,980,267	—	9,322,867,534	2,887,267

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024年6月8日現在]
1口当たり純資産額	7.2235円
(1万口当たり純資産額)	(72,235円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

アメリカドル	APA CORP	220,657	29.23	6,449,804.11
	BAKER HUGHES CO	593,714	31.75	18,850,419.50
	CHENIERE ENERGY INC	135,380	160.59	21,740,674.20
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	58,377	88.31	5,155,272.87
	CHEVRON CORP	1,025,303	155.93	159,875,496.79
	CHORD ENERGY CORP	36,000	167.96	6,046,560.00
	CONOCOPHILLIPS	686,579	112.20	77,034,163.80
	COTERRA ENERGY INC	444,081	27.66	12,283,280.46
	DEVON ENERGY CORP	374,397	46.76	17,506,803.72
	DIAMONDBACK ENERGY INC	98,666	191.04	18,849,152.64
	EOG RESOURCES INC	338,412	121.21	41,018,918.52
	EQT CORP	253,672	40.66	10,314,303.52
	EXXON MOBIL CORP	2,621,846	113.97	298,811,788.62
	HALLIBURTON CO	500,674	33.82	16,932,794.68
	HESS CORP	161,590	147.98	23,912,088.20
	HF SINCLAIR CORP	99,576	53.99	5,376,108.24
	KINDER MORGAN INC	1,156,301	19.81	22,906,322.81
	MARATHON OIL CORP	355,072	27.88	9,899,407.36
	MARATHON PETROLEUM CORP	214,673	175.73	37,724,486.29
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	393,509	60.08	23,642,020.72
	ONEOK INC	335,474	78.95	26,485,672.30
	OVINTIV INC	156,183	48.37	7,554,571.71
	PHILLIPS 66	252,751	138.37	34,973,155.87
	SCHLUMBERGER LTD	841,519	43.66	36,740,719.54
	TARGA RESOURCES CORP	125,671	117.98	14,826,664.58
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	11,740	592.75	6,958,885.00
	VALERO ENERGY CORP	188,694	155.77	29,392,864.38
	WILLIAMS COS INC	699,797	41.42	28,985,591.74
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	129,747	269.72	34,995,360.84
	ALBEMARLE CORP	72,787	118.18	8,601,967.66
	AMCOR PLC	830,703	10.16	8,439,942.48
	AVERY DENNISON CORP	47,408	226.92	10,757,823.36
	BALL CORP	181,633	69.79	12,676,167.07
CELANESE CORP	69,532	147.20	10,235,110.40	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	101,273	77.30	7,828,402.90	
CLEVELAND-CLIFFS INC	275,888	16.05	4,428,002.40	

CORTEVA INC	413,021	54.92	22,683,113.32
CRH PLC	402,939	77.36	31,171,361.04
CROWN HOLDINGS INC	62,964	82.29	5,181,307.56
DOW INC	405,118	55.68	22,556,970.24
DUPONT DE NEMOURS INC	250,741	80.25	20,121,965.25
EASTMAN CHEMICAL CO	72,970	101.01	7,370,699.70
ECOLAB INC	147,578	240.52	35,495,460.56
FREEPORT-MCMORAN INC	848,529	51.25	43,487,111.25
INTERNATIONAL PAPER CO	197,342	44.43	8,767,905.06
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	145,984	97.90	14,291,833.60
LINDE PLC	282,000	433.85	122,345,700.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	154,531	95.24	14,717,532.44
MARTIN MARIETTA MATERIALS	36,908	551.28	20,346,642.24
MOSAIC CO/THE	174,017	29.06	5,056,934.02
NEWMONT CORP	675,828	42.50	28,722,690.00
NUCOR CORP	138,599	163.34	22,638,760.66
PACKAGING CORP OF AMERICA	55,207	183.09	10,107,849.63
PPG INDUSTRIES INC	136,514	130.62	17,831,458.68
RELIANCE INC	32,720	289.44	9,470,476.80
RPM INTERNATIONAL INC	77,162	110.19	8,502,480.78
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	139,485	304.06	42,411,809.10
STEEL DYNAMICS INC	87,241	128.35	11,197,382.35
VULCAN MATERIALS CO	74,803	248.58	18,594,529.74
WESTLAKE CORP	25,469	154.28	3,929,357.32
WESTROCK CO	151,038	52.24	7,890,225.12
3M CO	326,811	98.22	32,099,376.42
AECOM	82,034	85.35	7,001,601.90
AERCAP HOLDINGS NV	120,566	91.26	11,002,853.16
ALLEGION PLC	47,118	117.52	5,537,307.36
AMETEK INC	133,706	168.69	22,554,865.14
AXON ENTERPRISE INC	43,457	279.15	12,131,021.55
BOEING CO/THE	336,012	191.42	64,319,417.04
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	71,496	145.64	10,412,677.44
CARLISLE COS INC	28,880	407.50	11,768,600.00
CARRIER GLOBAL CORP	472,964	62.48	29,550,790.72
CATERPILLAR INC	293,156	328.29	96,240,183.24

CNH INDUSTRIAL NV	529,492	10.31	5,459,062.52
CUMMINS INC	78,098	274.22	21,416,033.56
DEERE & CO	155,204	371.27	57,622,589.08
DOVER CORP	81,759	178.03	14,555,554.77
EATON CORP PLC	234,317	313.46	73,449,006.82
EMCOR GROUP INC	27,910	374.25	10,445,317.50
EMERSON ELECTRIC CO	332,410	105.97	35,225,487.70
FASTENAL CO	339,252	64.01	21,715,520.52
FERGUSON PLC	115,069	199.86	22,997,690.34
FORTIVE CORP	205,604	73.25	15,060,493.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	73,576	66.67	4,905,311.92
GE VERNOVA INC	162,132	160.31	25,991,380.92
GENERAL DYNAMICS CORP	136,585	298.27	40,739,207.95
GENERAL ELECTRIC CO	640,978	160.62	102,953,886.36
GRACO INC	105,925	78.42	8,306,638.50
HEICO CORP	23,226	224.96	5,224,920.96
HEICO CORP-CLASS A	47,152	178.08	8,396,828.16
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	382,112	208.45	79,651,246.40
HOWMET AEROSPACE INC	219,860	83.27	18,307,742.20
HUBBELL INC	31,805	365.94	11,638,721.70
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	25,628	250.63	6,423,145.64
IDEX CORP	47,065	203.40	9,573,021.00
ILLINOIS TOOL WORKS	175,614	240.97	42,317,705.58
INGERSOLL-RAND INC	235,808	88.38	20,840,711.04
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	84,100	37.94	3,190,754.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	391,990	69.58	27,274,664.20
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	113,719	222.04	25,250,166.76
LENNOX INTERNATIONAL INC	19,484	491.55	9,577,360.20
LOCKHEED MARTIN CORP	127,414	468.62	59,708,748.68
MASCO CORP	135,869	67.12	9,119,527.28
NORDSON CORP	34,650	226.51	7,848,571.50
NORTHROP GRUMMAN CORP	82,268	444.78	36,591,161.04
OTIS WORLDWIDE CORP	231,793	99.41	23,042,542.13
OWENS CORNING	53,631	176.56	9,469,089.36
PACCAR INC	304,771	109.10	33,250,516.10
PARKER HANNIFIN CORP	75,859	515.22	39,084,073.98



PENTAIR PLC	90,296	78.35	7,074,691.60
QUANTA SERVICES INC	83,333	267.28	22,273,244.24
ROCKWELL AUTOMATION INC	66,320	255.26	16,928,843.20
RTX CORP	780,790	108.18	84,465,862.20
SMITH (A. O.) CORP	75,351	80.88	6,094,388.88
SNAP-ON INC	31,639	267.04	8,448,878.56
STANLEY BLACK & DECKER INC	85,688	83.49	7,154,091.12
TEXTRON INC	113,409	85.80	9,730,492.20
TORO CO	66,459	91.11	6,055,079.49
TRANE TECHNOLOGIES PLC	132,934	318.46	42,334,161.64
TRANSDIGM GROUP INC	32,879	1,334.65	43,881,957.35
UNITED RENTALS INC	38,553	630.52	24,308,437.56
VERTIV HOLDINGS CO-A	215,191	88.00	18,936,808.00
WABTEC CORP	102,624	164.00	16,830,336.00
WATSCO INC	20,130	459.34	9,246,514.20
WW GRAINGER INC	25,293	879.03	22,233,305.79
XYLEM INC	135,895	136.87	18,599,948.65
AUTOMATIC DATA PROCESSING	237,929	247.97	58,999,254.13
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	75,179	152.28	11,448,258.12
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	66,371	197.70	13,121,546.70
CINTAS CORP	53,313	682.15	36,367,462.95
COPART INC	498,707	53.47	26,665,863.29
DAYFORCE INC	81,226	51.66	4,196,135.16
EQUIFAX INC	72,867	239.02	17,416,670.34
JACOBS SOLUTIONS INC	74,200	138.30	10,261,860.00
LEIDOS HOLDINGS INC	76,768	144.24	11,073,016.32
PAYCHEX INC	187,642	121.83	22,860,424.86
PAYCOM SOFTWARE INC	35,074	145.25	5,094,498.50
PAYLOCITY HOLDING CORP	24,837	140.54	3,490,591.98
REPUBLIC SERVICES INC	130,386	187.07	24,391,309.02
ROLLINS INC	176,448	47.41	8,365,399.68
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	132,756	62.07	8,240,164.92
TRANSUNION	106,627	73.26	7,811,494.02
VERALTO CORP	147,431	99.31	14,641,372.61
VERISK ANALYTICS INC	81,461	260.00	21,179,860.00
WASTE CONNECTIONS INC	153,566	168.98	25,949,582.68

WASTE MANAGEMENT INC	235,635	202.50	47,716,087.50
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	75,471	87.83	6,628,617.93
CSX CORP	1,131,742	32.99	37,336,168.58
DELTA AIR LINES INC	96,256	50.43	4,854,190.08
EXPEDITORS INTL WASH INC	85,680	125.52	10,754,553.60
FEDEX CORP	135,703	250.27	33,962,389.81
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	1,217,326	3.68	4,479,759.68
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	51,842	159.00	8,242,878.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	86,238	48.14	4,151,497.32
NORFOLK SOUTHERN CORP	130,488	224.70	29,320,653.60
OLD DOMINION FREIGHT LINE	112,027	169.84	19,026,665.68
SOUTHWEST AIRLINES CO	70,510	27.85	1,963,703.50
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	55,698	61.47	3,423,756.06
UBER TECHNOLOGIES INC	1,099,402	68.90	75,748,797.80
UNION PACIFIC CORP	356,791	228.31	81,458,953.21
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	423,126	137.56	58,205,212.56
APTIV PLC	162,072	81.30	13,176,453.60
FORD MOTOR CO	2,234,596	12.07	26,971,573.72
GENERAL MOTORS CO	673,776	45.61	30,730,923.36
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	458,916	11.74	5,387,673.84
TESLA INC	1,678,261	177.94	298,629,762.34
DECKERS OUTDOOR CORP	15,095	1,065.43	16,082,665.85
DR HORTON INC	169,800	143.70	24,400,260.00
GARMIN LTD	86,203	163.91	14,129,533.73
LENNAR CORP-A	142,731	156.12	22,283,163.72
LULULEMON ATHLETICA INC	65,392	323.03	21,123,577.76
NIKE INC -CL B	711,820	95.72	68,135,410.40
NVR INC	1,822	7,590.42	13,829,745.24
PULTEGROUP INC	124,567	114.49	14,261,675.83
AIRBNB INC-CLASS A	256,755	147.00	37,742,985.00
BOOKING HOLDINGS INC	19,965	3,810.06	76,067,847.90
CAESARS ENTERTAINMENT INC	115,054	36.67	4,219,030.18
CARNIVAL CORP	615,701	16.62	10,232,950.62
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	16,250	3,211.66	52,189,475.00
DARDEN RESTAURANTS INC	69,659	150.11	10,456,512.49
DOMINO'S PIZZA INC	20,479	513.69	10,519,857.51

DOORDASH INC - A	167,406	114.07	19,096,002.42
DRAFTKINGS INC-CL A	239,128	37.56	8,981,647.68
EXPEDIA GROUP INC	79,073	120.31	9,513,272.63
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	143,911	201.17	28,950,575.87
HYATT HOTELS CORP - CL A	24,388	145.68	3,552,843.84
LAS VEGAS SANDS CORP	225,905	43.66	9,863,012.30
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	145,398	232.03	33,736,697.94
MCDONALD'S CORP	422,610	260.72	110,182,879.20
MGM RESORTS INTERNATIONAL	154,928	40.09	6,211,063.52
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	138,908	154.55	21,468,231.40
STARBUCKS CORP	658,353	81.47	53,636,018.91
WYNN RESORTS LTD	54,362	92.48	5,027,397.76
YUM! BRANDS INC	168,884	140.83	23,783,933.72
ALPHABET INC-CL A	3,447,171	176.73	609,218,530.83
ALPHABET INC-CL C	2,984,997	178.35	532,374,214.95
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	53,480	279.36	14,940,172.80
COMCAST CORP-CLASS A	2,326,221	39.07	90,885,454.47
ELECTRONIC ARTS INC	146,773	137.40	20,166,610.20
FOX CORP - CLASS A	120,205	34.35	4,129,041.75
FOX CORP - CLASS B	88,642	31.98	2,834,771.16
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	239,094	30.75	7,352,140.50
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	109,976	71.41	7,853,386.16
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	96,075	92.25	8,862,918.75
MATCH GROUP INC	170,281	32.70	5,568,188.70
META PLATFORMS INC-CLASS A	1,281,938	493.76	632,969,706.88
NETFLIX INC	253,579	648.52	164,451,053.08
NEWS CORP - CLASS A	205,514	27.71	5,694,792.94
OMNICOM GROUP	113,234	90.96	10,299,764.64
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	317,208	11.97	3,796,979.76
PINTEREST INC- CLASS A	357,685	42.73	15,283,880.05
ROBLOX CORP -CLASS A	286,836	35.64	10,222,835.04
ROKU INC	78,724	57.97	4,563,630.28
SEA LTD-ADR	212,887	72.00	15,327,864.00
SNAP INC - A	613,729	15.20	9,328,680.80
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	95,193	165.67	15,770,624.31
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	255,033	97.19	24,786,657.27

WALT DISNEY CO/THE	1, 076, 015	101.21	108, 903, 478.15
WARNER BROS DISCOVERY INC	1, 344, 492	8.34	11, 213, 063.28
AMAZON.COM INC	5, 476, 523	185.00	1, 013, 156, 755.00
AUTOZONE INC	10, 211	2, 764.69	28, 230, 249.59
BATH & BODY WORKS INC	130, 365	46.37	6, 045, 025.05
BEST BUY CO INC	118, 391	88.16	10, 437, 350.56
BURLINGTON STORES INC	37, 211	233.90	8, 703, 652.90
CARMAX INC	84, 559	70.07	5, 925, 049.13
DICK'S SPORTING GOODS INC	33, 562	212.28	7, 124, 541.36
EBAY INC	298, 311	53.39	15, 926, 824.29
ETSY INC	60, 720	66.22	4, 020, 878.40
GENUINE PARTS CO	83, 745	144.61	12, 110, 364.45
GLOBAL-E ONLINE LTD	65, 600	30.15	1, 977, 840.00
HOME DEPOT INC	580, 288	331.10	192, 133, 356.80
LKQ CORP	157, 065	42.14	6, 618, 719.10
LOWE'S COS INC	335, 625	218.45	73, 317, 281.25
MERCADOLIBRE INC	26, 855	1, 621.09	43, 534, 371.95
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	34, 821	982.42	34, 208, 846.82
POOL CORP	21, 752	346.98	7, 547, 508.96
ROSS STORES INC	195, 243	144.15	28, 144, 278.45
TJX COMPANIES INC	657, 218	106.93	70, 276, 320.74
TRACTOR SUPPLY COMPANY	63, 516	269.76	17, 134, 076.16
ULTA BEAUTY INC	29, 313	384.88	11, 281, 987.44
WILLIAMS-SONOMA INC	36, 901	296.51	10, 941, 515.51
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	183, 466	20.28	3, 720, 690.48
COSTCO WHOLESALE CORP	259, 499	842.64	218, 664, 237.36
DOLLAR GENERAL CORP	126, 974	129.53	16, 446, 942.22
DOLLAR TREE INC	115, 976	112.37	13, 032, 223.12
KROGER CO	387, 622	51.95	20, 136, 962.90
SYSCO CORP	280, 521	72.66	20, 382, 655.86
TARGET CORP	271, 942	145.13	39, 466, 942.46
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	463, 168	15.86	7, 345, 844.48
WALMART INC	2, 589, 153	67.15	173, 861, 623.95
ALTRIA GROUP INC	1, 008, 320	46.69	47, 078, 460.80
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	296, 589	61.17	18, 142, 349.13
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	123, 147	43.92	5, 408, 616.24

BUNGE GLOBAL SA	83,582	105.12	8,786,139.84
CAMPBELL SOUP CO	120,360	43.53	5,239,270.80
CELSIUS HOLDINGS INC	80,388	74.07	5,954,339.16
COCA-COLA CO/THE	2,395,044	64.15	153,642,072.60
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	116,740	74.70	8,720,478.00
CONAGRA BRANDS INC	284,657	29.54	8,408,767.78
CONSTELLATION BRANDS INC-A	97,400	250.11	24,360,714.00
GENERAL MILLS INC	334,850	67.39	22,565,541.50
HERSHEY CO/THE	89,177	197.32	17,596,405.64
HORMEL FOODS CORP	189,173	30.88	5,841,662.24
JM SMUCKER CO/THE	67,667	115.37	7,806,741.79
KELLANOVA	155,222	60.09	9,327,289.98
KEURIG DR PEPPER INC	625,118	34.51	21,572,822.18
KRAFT HEINZ CO/THE	539,608	34.57	18,654,248.56
LAMB WESTON HOLDINGS INC	79,379	86.05	6,830,562.95
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	148,517	69.22	10,280,346.74
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	99,682	52.86	5,269,190.52
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	789,777	68.19	53,854,893.63
MONSTER BEVERAGE CORP	448,501	52.45	23,523,877.45
PEPSICO INC	803,200	173.20	139,114,240.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	907,294	104.24	94,576,326.56
TYSON FOODS INC-CL A	165,986	56.38	9,358,290.68
CHURCH & DWIGHT CO INC	138,870	107.91	14,985,461.70
CLOROX COMPANY	70,270	132.44	9,306,558.80
COLGATE-PALMOLIVE CO	458,373	93.98	43,077,894.54
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	140,245	123.51	17,321,659.95
KENVUE INC	1,087,491	18.63	20,259,957.33
KIMBERLY-CLARK CORP	197,469	137.00	27,053,253.00
PROCTER & GAMBLE CO/THE	1,375,220	168.47	231,683,313.40
ABBOTT LABORATORIES	1,018,545	104.27	106,203,687.15
ALIGN TECHNOLOGY INC	39,533	257.46	10,178,166.18
BAXTER INTERNATIONAL INC	311,132	33.32	10,366,918.24
BECTON DICKINSON AND CO	170,891	240.17	41,042,891.47
BOSTON SCIENTIFIC CORP	850,868	76.12	64,768,072.16
CARDINAL HEALTH INC	136,795	98.80	13,515,346.00
CENCORA INC	104,281	236.67	24,680,184.27

CENTENE CORP	318,203	70.44	22,414,219.32
COOPER COS INC/THE	119,122	95.25	11,346,370.50
CVS HEALTH CORP	741,928	60.94	45,213,092.32
DAVITA INC	29,535	143.84	4,248,314.40
DEXCOM INC	222,118	115.30	25,610,205.40
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	349,812	87.68	30,671,516.16
ELEVANCE HEALTH INC	136,153	541.04	73,664,219.12
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	254,562	77.00	19,601,274.00
HCA HEALTHCARE INC	115,217	336.82	38,807,389.94
HENRY SCHEIN INC	70,861	68.60	4,861,064.60
HOLOGIC INC	144,223	74.78	10,784,995.94
HUMANA INC	71,884	355.43	25,549,730.12
IDEXX LABORATORIES INC	48,033	497.84	23,912,748.72
INSULET CORP	41,321	192.42	7,950,986.82
INTUITIVE SURGICAL INC	208,704	418.15	87,269,577.60
LABCORP HOLDINGS INC	50,788	198.41	10,076,847.08
MCKESSON CORP	76,498	586.11	44,836,242.78
MEDTRONIC PLC	783,285	82.34	64,495,686.90
MOLINA HEALTHCARE INC	35,487	313.40	11,121,625.80
QUEST DIAGNOSTICS INC	68,501	142.64	9,770,982.64
RESMED INC	88,892	211.56	18,805,991.52
SOLVENTUM CORP	73,943	55.05	4,070,562.15
STERIS PLC	56,061	230.48	12,920,939.28
STRYKER CORP	201,343	349.63	70,395,553.09
TELEFLEX INC	25,117	216.40	5,435,318.80
THE CIGNA GROUP	164,305	337.91	55,520,302.55
UNITEDHEALTH GROUP INC	539,403	501.92	270,737,153.76
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	31,888	189.34	6,037,673.92
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	88,545	185.01	16,381,710.45
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	117,535	113.37	13,324,942.95
ABBVIE INC	1,035,887	168.57	174,619,471.59
AGILENT TECHNOLOGIES INC	168,056	132.82	22,321,197.92
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	73,985	149.30	11,045,960.50
AMGEN INC	313,861	305.69	95,944,169.09
AVANTOR INC	389,080	24.07	9,365,155.60
BIO-RAD LABORATORIES-A	11,720	289.00	3,387,080.00

BIO-TECHNE CORP	84,689	78.83	6,676,033.87
BIOGEN INC	86,956	231.99	20,172,922.44
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	118,650	80.85	9,592,852.50
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,184,660	40.88	48,428,900.80
CATALENT INC	93,028	56.21	5,229,103.88
CHARLES RIVER LABORATORIES	29,813	221.62	6,607,157.06
DANAHER CORP	413,404	267.98	110,784,003.92
ELI LILLY & CO	473,007	837.29	396,044,031.03
EXACT SCIENCES CORP	103,405	44.67	4,619,101.35
GILEAD SCIENCES INC	732,478	63.85	46,768,720.30
ILLUMINA INC	91,078	114.71	10,448,012.77
INCYTE CORP	115,210	58.41	6,729,416.10
IQVIA HOLDINGS INC	107,104	220.49	23,615,360.96
JOHNSON & JOHNSON	1,410,431	146.42	206,515,307.02
MERCK & CO. INC.	1,483,602	130.52	193,639,733.04
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	12,144	1,438.03	17,463,436.32
MODERNA INC	190,577	154.69	29,480,356.13
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	60,837	133.07	8,095,579.59
PFIZER INC	3,320,022	28.80	95,616,633.60
REGENERON PHARMACEUTICALS	63,255	1,000.79	63,304,971.45
REPLIGEN CORP	27,634	148.54	4,104,754.36
REVVITY INC	76,788	111.02	8,525,003.76
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	208,355	27.09	5,644,336.95
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	671,525	16.61	11,154,030.25
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	224,267	579.84	130,038,977.28
UNITED THERAPEUTICS CORP	24,588	276.40	6,796,123.20
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	149,543	485.53	72,607,612.79
VIATRIS INC	629,398	10.42	6,558,327.16
WATERS CORP	35,175	300.55	10,571,846.25
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	43,055	315.20	13,570,936.00
ZOETIS INC	270,463	176.78	47,812,449.14
BANK OF AMERICA CORP	4,154,190	39.70	164,921,343.00
CITIGROUP INC	1,125,722	61.94	69,727,220.68
CITIZENS FINANCIAL GROUP	256,640	34.06	8,741,158.40
FIFTH THIRD BANCORP	394,016	36.11	14,227,917.76
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	6,156	1,695.63	10,438,298.28

HUNTINGTON BANCSHARES INC	909,206	13.38	12,165,176.28
JPMORGAN CHASE & CO	1,678,744	196.91	330,561,481.04
KEYCORP	488,764	13.93	6,808,482.52
M & T BANK CORP	100,291	145.31	14,573,285.21
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	229,345	154.97	35,541,594.65
REGIONS FINANCIAL CORP	526,791	18.64	9,819,384.24
TRUIST FINANCIAL CORP	769,144	36.42	28,012,224.48
US BANCORP	918,645	39.02	35,845,527.90
WELLS FARGO & CO	2,069,911	57.73	119,495,962.03
ALLY FINANCIAL INC	150,075	38.46	5,771,884.50
AMERICAN EXPRESS CO	338,254	233.35	78,931,570.90
AMERIPRISE FINANCIAL INC	59,388	425.51	25,270,187.88
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	269,558	19.91	5,366,899.78
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	230,296	112.97	26,016,539.12
ARES MANAGEMENT CORP - A	108,433	134.00	14,530,022.00
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	428,435	59.91	25,667,540.85
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	766,398	411.08	315,050,889.84
BLACKROCK INC	87,219	778.53	67,902,608.07
BLACKSTONE INC	421,522	119.17	50,232,776.74
BLOCK INC	320,741	66.40	21,297,202.40
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	223,321	136.37	30,454,284.77
CARLYLE GROUP INC/THE	126,277	41.33	5,219,028.41
CBOE GLOBAL MARKETS INC	62,382	174.00	10,854,468.00
CME GROUP INC	208,275	201.49	41,965,329.75
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	108,214	257.08	27,819,655.12
COREBRIDGE FINANCIAL INC	135,682	28.92	3,923,923.44
CORPAY INC	40,935	261.50	10,704,502.50
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	147,039	122.76	18,050,507.64
EQUITABLE HOLDINGS INC	194,443	40.30	7,836,052.90
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	21,946	410.10	9,000,054.60
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	336,456	76.37	25,695,144.72
FISERV INC	347,559	150.56	52,328,483.04
FRANKLIN RESOURCES INC	152,703	23.22	3,545,763.66
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	37,000	76.48	2,829,760.00
GLOBAL PAYMENTS INC	151,430	97.76	14,803,796.80
GOLDMAN SACHS GROUP INC	189,996	458.10	87,037,167.60



INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	332,309	134.86	44,815,191.74
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	46,021	164.55	7,572,755.55
KKR & CO INC	361,768	99.49	35,992,298.32
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	42,069	280.18	11,786,892.42
MARKETAXESS HOLDINGS INC	23,552	205.97	4,851,005.44
MASTERCARD INC - A	487,323	448.68	218,652,083.64
MOODY'S CORP	96,730	406.82	39,351,698.60
MORGAN STANLEY	718,436	96.85	69,580,526.60
MSCI INC	45,899	493.09	22,632,337.91
NASDAQ INC	240,048	59.26	14,225,244.48
NORTHERN TRUST CORP	120,683	82.76	9,987,725.08
PAYPAL HOLDINGS INC	587,337	67.02	39,363,325.74
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	111,311	120.23	13,382,921.53
ROBINHOOD MARKETS INC - A	320,415	22.97	7,359,932.55
S&P GLOBAL INC	188,243	434.66	81,821,702.38
SCHWAB (CHARLES) CORP	883,955	74.25	65,633,658.75
SEI INVESTMENTS COMPANY	60,138	66.42	3,994,365.96
STATE STREET CORP	173,980	74.50	12,961,510.00
SYNCHRONY FINANCIAL	229,216	43.06	9,870,040.96
T ROWE PRICE GROUP INC	135,044	116.23	15,696,164.12
TOAST INC-CLASS A	172,934	22.62	3,911,767.08
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	69,891	106.18	7,421,026.38
VISA INC-CLASS A SHARES	925,136	277.04	256,299,677.44
AFLAC INC	319,652	88.35	28,241,254.20
ALLSTATE CORP	150,417	163.12	24,536,021.04
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	45,623	128.64	5,868,942.72
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	406,176	75.62	30,715,029.12
AON PLC-CLASS A	114,614	285.71	32,746,365.94
ARCH CAPITAL GROUP LTD	214,039	100.08	21,421,023.12
ARTHUR J GALLAGHER & CO	128,171	251.64	32,252,950.44
ASSURANT INC	28,492	172.52	4,915,439.84
BROWN & BROWN INC	142,201	89.53	12,731,255.53
CHUBB LTD	237,510	263.75	62,643,262.50
CINCINNATI FINANCIAL CORP	89,731	114.91	10,310,989.21
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	12,973	362.20	4,698,820.60
EVEREST GROUP LTD	26,294	379.66	9,982,780.04

FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	152,029	49.71	7,557,361.59
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	167,347	99.76	16,694,536.72
LOEWS CORP	113,501	75.00	8,512,575.00
MARKEL GROUP INC	7,277	1,599.84	11,642,035.68
MARSH & MCLENNAN COS	288,387	208.26	60,059,476.62
METLIFE INC	363,442	70.04	25,455,477.68
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	142,164	79.38	11,284,978.32
PROGRESSIVE CORP	342,584	213.19	73,035,482.96
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	211,962	117.21	24,844,066.02
TRAVELERS COS INC/THE	135,279	209.71	28,369,359.09
WILLIS TOWERS WATSON PLC	57,587	254.52	14,657,043.24
WR BERKLEY CORP	123,178	79.61	9,806,200.58
ACCENTURE PLC-CL A	368,292	291.74	107,445,508.08
ADOBE INC	262,419	458.13	120,222,016.47
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	90,523	90.02	8,148,880.46
ANSYS INC	50,694	324.73	16,461,862.62
APPROVIN CORP-CLASS A	102,190	83.23	8,505,273.70
ASPEN TECHNOLOGY INC	16,366	206.49	3,379,415.34
ATLASSIAN CORP-CL A	89,690	163.46	14,660,727.40
AUTODESK INC	124,555	215.87	26,887,687.85
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	115,702	50.38	5,829,066.76
CADENCE DESIGN SYS INC	160,465	295.74	47,455,919.10
CHECK POINT SOFTWARE TECH	53,285	154.82	8,249,583.70
CLOUDFLARE INC - CLASS A	166,624	71.25	11,871,960.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	288,979	66.31	19,162,197.49
CONFLUENT INC-CLASS A	134,592	25.94	3,491,316.48
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	135,382	340.49	46,096,217.18
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	21,827	237.84	5,191,333.68
DATADOG INC - CLASS A	163,948	109.62	17,971,979.76
DOCUSIGN INC	117,791	54.60	6,431,388.60
DYNATRACE INC	144,110	47.02	6,776,052.20
EPAM SYSTEMS INC	36,092	175.21	6,323,679.32
FAIR ISAAC CORP	14,348	1,329.88	19,081,118.24
FORTINET INC	376,625	59.75	22,503,343.75
GARTNER INC	46,386	432.20	20,048,029.20
GEN DIGITAL INC	348,898	25.44	8,875,965.12

GODADDY INC - CLASS A	83,207	138.66	11,537,482.62
HUBSPOT INC	27,985	598.51	16,749,302.35
INTL BUSINESS MACHINES CORP	536,561	168.20	90,249,560.20
INTUIT INC	164,388	572.65	94,136,788.20
MANHATTAN ASSOCIATES INC	38,101	219.82	8,375,361.82
MICROSOFT CORP	4,128,504	424.52	1,752,632,518.08
MICROSTRATEGY INC-CL A	9,234	1,656.63	15,297,321.42
MONDAY.COM LTD	23,133	223.59	5,172,307.47
MONGODB INC	40,846	229.88	9,389,678.48
OKTA INC	92,998	87.69	8,154,994.62
ORACLE CORP	965,143	123.50	119,195,160.50
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	1,112,329	23.79	26,462,306.91
PALO ALTO NETWORKS INC	186,999	295.93	55,338,614.07
PTC INC	73,716	174.60	12,870,813.60
ROPER TECHNOLOGIES INC	61,345	550.36	33,761,834.20
SALESFORCE INC	568,415	242.76	137,988,425.40
SAMSARA INC-CL A	124,341	34.86	4,334,527.26
SERVICENOW INC	120,389	703.16	84,652,729.24
SNOWFLAKE INC-CLASS A	176,268	132.04	23,274,426.72
SYNOPSIS INC	89,748	573.85	51,501,889.80
TWILIO INC - A	101,280	57.38	5,811,446.40
TYLER TECHNOLOGIES INC	24,361	481.42	11,727,872.62
UIPATH INC - CLASS A	282,330	12.25	3,458,542.50
UNITY SOFTWARE INC	132,776	18.03	2,393,951.28
VERISIGN INC	55,384	180.30	9,985,735.20
WIX.COM LTD	30,341	176.01	5,340,319.41
WORKDAY INC-CLASS A	119,233	214.95	25,629,133.35
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	140,544	63.11	8,869,731.84
ZSCALER INC	53,450	178.93	9,563,808.50
AMPHENOL CORP-CL A	355,221	130.86	46,484,220.06
APPLE INC	8,580,409	194.48	1,668,717,942.32
ARISTA NETWORKS INC	156,449	296.57	46,398,079.93
CDW CORP/DE	81,099	221.81	17,988,569.19
CISCO SYSTEMS INC	2,369,633	46.23	109,548,133.59
CORNING INC	475,112	37.40	17,769,188.80
DELL TECHNOLOGIES -C	153,369	133.96	20,545,311.24

F5 INC	35,964	165.77	5,961,752.28
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	730,353	19.59	14,307,615.27
HP INC	575,014	36.18	20,804,006.52
JABIL INC	66,575	114.32	7,610,854.00
JUNIPER NETWORKS INC	170,230	35.46	6,036,355.80
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	102,332	136.00	13,917,152.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	97,175	370.47	36,000,422.25
NETAPP INC	121,738	121.47	14,787,514.86
PURE STORAGE INC - CLASS A	183,656	64.04	11,761,330.24
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	116,599	96.00	11,193,504.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	30,557	777.92	23,770,901.44
TE CONNECTIVITY LTD	178,510	149.33	26,656,898.30
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	27,598	393.00	10,846,014.00
TRIMBLE INC	130,417	55.57	7,247,272.69
WESTERN DIGITAL CORP	188,209	75.25	14,162,727.25
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	30,509	307.49	9,381,212.41
AT&T INC	4,174,800	18.28	76,315,344.00
T-MOBILE US INC	312,956	179.77	56,260,100.12
VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,455,154	41.33	101,471,514.82
AES CORP	433,324	20.36	8,822,476.64
ALLIANT ENERGY CORP	149,496	50.55	7,557,022.80
AMEREN CORPORATION	162,603	72.10	11,723,676.30
AMERICAN ELECTRIC POWER	308,886	88.70	27,398,188.20
AMERICAN WATER WORKS CO INC	108,003	130.62	14,107,351.86
ATMOS ENERGY CORP	91,064	115.45	10,513,338.80
CENTERPOINT ENERGY INC	354,590	30.25	10,726,347.50
CMS ENERGY CORP	173,174	61.36	10,625,956.64
CONSOLIDATED EDISON INC	202,194	91.89	18,579,606.66
CONSTELLATION ENERGY	182,753	202.60	37,025,757.80
DOMINION ENERGY INC	493,643	52.27	25,802,719.61
DTE ENERGY COMPANY	117,670	113.54	13,360,251.80
DUKE ENERGY CORP	450,877	102.86	46,377,208.22
EDISON INTERNATIONAL	229,651	74.50	17,108,999.50
ENTERGY CORP	127,518	109.85	14,007,852.30
ESSENTIAL UTILITIES INC	146,859	37.69	5,535,115.71
EVERGY INC	138,949	53.41	7,421,266.09

EVERSOURCE ENERGY	211,633	58.83	12,450,369.39
EXELON CORP	590,677	36.52	21,571,524.04
FIRSTENERGY CORP	313,958	39.10	12,275,757.80
NEXTERA ENERGY INC	1,200,245	76.70	92,058,791.50
NISOURCE INC	260,713	28.54	7,440,749.02
NRG ENERGY INC	127,510	77.83	9,924,103.30
P G & E CORP	1,158,371	18.21	21,093,935.91
PPL CORP	421,673	28.70	12,102,015.10
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	292,361	74.44	21,763,352.84
SEMPRA	364,613	75.99	27,706,941.87
SOUTHERN CO/THE	642,671	78.65	50,546,074.15
VISTRA CORP	205,590	86.26	17,734,193.40
WEC ENERGY GROUP INC	178,536	80.35	14,345,367.60
XCEL ENERGY INC	322,605	54.82	17,685,206.10
ADVANCED MICRO DEVICES	947,026	166.78	157,944,996.28
ANALOG DEVICES INC	291,701	237.41	69,252,734.41
APPLIED MATERIALS INC	486,996	221.75	107,991,363.00
BROADCOM INC	257,573	1,401.27	360,929,317.71
ENPHASE ENERGY INC	80,001	132.30	10,584,132.30
ENTEGRIS INC	85,564	130.83	11,194,338.12
FIRST SOLAR INC	59,428	273.45	16,250,586.60
INTEL CORP	2,496,129	30.42	75,932,244.18
KLA CORP	79,483	779.26	61,937,922.58
LAM RESEARCH CORP	76,991	962.19	74,079,970.29
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	71,939	61.57	4,429,284.23
MARVELL TECHNOLOGY INC	510,365	68.10	34,755,856.50
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	309,713	93.36	28,914,805.68
MICRON TECHNOLOGY INC	648,877	130.07	84,399,431.39
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	28,696	758.61	21,769,072.56
NVIDIA CORP	1,462,305	1,209.98	1,769,359,803.90
NXP SEMICONDUCTORS NV	150,918	272.01	41,051,205.18
ON SEMICONDUCTOR	247,439	72.45	17,926,955.55
QORVO INC	59,269	99.98	5,925,714.62
QUALCOMM INC	653,284	209.44	136,823,800.96
SKYWORKS SOLUTIONS INC	96,505	91.72	8,851,438.60
TERADYNE INC	85,879	143.23	12,300,449.17

	TEXAS INSTRUMENTS INC	532,678	196.24	104,532,730.72	
	CBRE GROUP INC - A	184,948	86.00	15,905,528.00	
	COSTAR GROUP INC	232,892	77.05	17,944,328.60	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	487,100	3.47	1,690,237.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	82,122	42.68	3,504,966.96	
	アメリカドル 小計	198,319,058		26,866,689,899.73 (4,186,098,953,276)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	376,000	25.39	9,546,640.00	
	CAMECO CORP	253,500	75.81	19,217,835.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	631,300	98.42	62,132,546.00	
	CENOVUS ENERGY INC	801,500	26.07	20,895,105.00	
	ENBRIDGE INC	1,250,200	49.48	61,859,896.00	
	IMPERIAL OIL LTD	106,800	89.87	9,598,116.00	
	KEYERA CORP	124,900	36.72	4,586,328.00	
	MEG ENERGY CORP	137,000	28.74	3,937,380.00	
	PARKLAND CORP	59,200	39.33	2,328,336.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	351,932	51.06	17,969,647.92	
	SUNCOR ENERGY INC	744,500	52.47	39,063,915.00	
	TC ENERGY CORP	616,300	54.89	33,828,707.00	
	TOURMALINE OIL CORP	200,400	67.09	13,444,836.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	281,040	93.92	26,395,276.80	
	BARRICK GOLD CORP	993,700	23.68	23,530,816.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	82,500	72.08	5,946,600.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	400,400	17.27	6,914,908.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	116,100	169.89	19,724,229.00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	418,900	18.59	7,787,351.00	
	KINROSS GOLD CORP	677,600	10.93	7,406,168.00	
	LUNDIN MINING CORP	362,100	15.74	5,699,454.00	
	NUTRIEN LTD	298,559	76.37	22,800,950.83	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	243,300	29.53	7,184,649.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	260,900	69.79	18,208,211.00	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	26,600	108.72	2,891,952.00	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	278,000	76.00	21,128,000.00	
	CAE INC	166,100	25.78	4,282,058.00	
	STANTEC INC	65,700	113.51	7,457,607.00	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	49,100	120.43	5,913,113.00	

WSP GLOBAL INC	68,400	209.14	14,305,176.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	211,400	24.90	5,263,860.00
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	120,300	52.73	6,343,419.00
RB GLOBAL INC	111,800	100.50	11,235,900.00
THOMSON REUTERS CORP	88,932	235.46	20,939,928.72
AIR CANADA	62,200	18.02	1,120,844.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	320,800	173.10	55,530,480.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	551,700	107.27	59,180,859.00
TFI INTERNATIONAL INC	42,800	191.30	8,187,640.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	162,200	60.38	9,793,636.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	15,700	86.69	1,361,033.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	74,300	52.23	3,880,689.00
RESTAURANT BRANDS INTERN	168,710	97.11	16,383,428.10
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	25,300	140.04	3,543,012.00
DOLLARAMA INC	168,100	126.72	21,301,632.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	443,800	80.01	35,508,438.00
EMPIRE CO LTD 'A'	108,000	33.02	3,566,160.00
LOBLAW COMPANIES LTD	92,800	161.86	15,020,608.00
METRO INC/CN	149,700	75.57	11,312,829.00
WESTON (GEORGE) LTD	36,011	196.79	7,086,604.69
SAPUTO INC	150,300	27.95	4,200,885.00
BANK OF MONTREAL	432,200	118.28	51,120,616.00
BANK OF NOVA SCOTIA	723,800	64.71	46,837,098.00
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	539,100	67.29	36,276,039.00
NATIONAL BANK OF CANADA	191,700	118.03	22,626,351.00
ROYAL BANK OF CANADA	824,600	147.12	121,315,152.00
TORONTO-DOMINION BANK	1,037,400	76.60	79,464,840.00
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	221,588	53.24	11,797,345.12
BROOKFIELD CORP	791,450	57.86	45,793,297.00
IGM FINANCIAL INC	39,400	37.31	1,470,014.00
ONEX CORPORATION	41,700	98.61	4,112,037.00
TMX GROUP LTD	176,300	37.83	6,669,429.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	12,000	1,556.34	18,676,080.00
GREAT-WEST LIFE CO INC	176,800	39.56	6,994,208.00
IA FINANCIAL CORP INC	58,800	87.41	5,139,708.00
INTACT FINANCIAL CORP	104,300	229.36	23,922,248.00

	MANULIFE FINANCIAL CORP	1,033,600	35.38	36,568,768.00	
	POWER CORP OF CANADA	361,500	39.23	14,181,645.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	355,700	67.32	23,945,724.00	
	CGI INC	125,700	139.07	17,481,099.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	11,600	3,807.95	44,172,220.00	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	50,600	127.11	6,431,766.00	
	OPEN TEXT CORP	144,900	38.50	5,578,650.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	703,300	84.01	59,084,233.00	
	BCE INC	57,900	47.16	2,730,564.00	
	QUEBECOR INC -CL B	98,000	29.05	2,846,900.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	217,400	54.09	11,759,166.00	
	TELUS CORP	231,200	22.85	5,282,920.00	
	ALTAGAS LTD	172,600	30.80	5,316,080.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	94,950	42.91	4,074,304.50	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	58,500	31.66	1,852,110.00	
	EMERA INC	160,600	47.52	7,631,712.00	
	FORTIS INC	276,200	55.61	15,359,482.00	
	HYDRO ONE LTD	169,900	40.83	6,937,017.00	
	NORTHLAND POWER INC	148,200	24.24	3,592,368.00	
	FIRSTSERVICE CORP	24,100	204.38	4,925,558.00	
	カナダドル 小計	23,414,972		1,568,714,441.68 (178,833,446,351)	
オーストラリア ドル	AMPOL LTD	168,058	34.54	5,804,723.32	
	SANTOS LTD	1,889,577	7.52	14,209,619.04	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	1,140,450	27.11	30,917,599.50	
	BHP GROUP LTD	2,982,353	44.05	131,372,649.65	
	BLUESCOPE STEEL LTD	246,529	21.09	5,199,296.61	
	FORTESCUE LTD	1,019,659	24.06	24,532,995.54	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	263,533	46.24	12,185,765.92	
	MINERAL RESOURCES LTD	95,706	69.35	6,637,211.10	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	728,362	14.54	10,590,383.48	
	ORICA LTD	225,412	18.26	4,116,023.12	
	PILBARA MINERALS LTD	1,540,998	3.76	5,794,152.48	
	RIO TINTO LTD	207,976	124.51	25,895,091.76	
	SOUTH32 LTD	2,464,507	3.87	9,537,642.09	
	REECE LTD	130,639	25.97	3,392,694.83	



SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	92,198	39.64	3,654,728.72
BRAMBLES LTD	859,720	14.65	12,594,898.00
COMPUTERSHARE LTD	288,146	26.91	7,754,008.86
AURIZON HOLDINGS LTD	1,366,902	3.73	5,098,544.46
QANTAS AIRWAYS LTD	658,092	6.22	4,093,332.24
TRANSURBAN GROUP	1,818,456	12.84	23,348,975.04
ARISTOCRAT LEISURE LTD	316,075	46.31	14,637,433.25
LOTTERY CORP LTD/THE	1,165,622	5.16	6,014,609.52
CAR GROUP LTD	236,772	35.95	8,511,953.40
REA GROUP LTD	32,440	187.76	6,090,934.40
SEEK LTD	199,466	23.12	4,611,653.92
WESFARMERS LTD	678,072	66.27	44,935,831.44
COLES GROUP LTD	725,274	16.79	12,177,350.46
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	801,622	5.05	4,048,191.10
WOOLWORTHS GROUP LTD	700,223	32.20	22,547,180.60
TREASURY WINE ESTATES LTD	476,918	12.07	5,756,400.26
COCHLEAR LTD	38,183	329.41	12,577,862.03
PRO MEDICUS LTD	38,535	122.53	4,721,693.55
RAMSAY HEALTH CARE LTD	129,562	49.20	6,374,450.40
SONIC HEALTHCARE LTD	252,714	24.72	6,247,090.08
CSL LTD	285,352	289.50	82,609,404.00
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	1,764,829	29.06	51,285,930.74
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	984,140	124.85	122,869,879.00
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,797,896	35.00	62,926,360.00
WESTPAC BANKING CORP	2,015,943	26.97	54,369,982.71
ASX LTD	113,672	63.70	7,240,906.40
MACQUARIE GROUP LTD	213,218	195.22	41,624,417.96
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	138,803	31.64	4,391,726.92
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	1,221,541	6.48	7,915,585.68
MEDIBANK PRIVATE LTD	1,517,475	3.78	5,736,055.50
QBE INSURANCE GROUP LTD	816,152	18.41	15,025,358.32
SUNCORP GROUP LTD	676,331	16.39	11,085,065.09
WISETECH GLOBAL LTD	104,309	100.22	10,453,847.98
XERO LTD	89,163	128.20	11,430,696.60
TELSTRA GROUP LTD	2,180,806	3.55	7,741,861.30
APA GROUP	737,148	8.54	6,295,243.92

	ORIGIN ENERGY LTD	1,048,250	10.29	10,786,492.50
	オーストラリアドル 小計	39,683,779		1,019,771,784.79 (105,964,486,157)
イギリスポンド	BP PLC	9,862,351	4.63	45,677,478.65
	SHELL PLC	3,754,208	27.36	102,733,901.92
	ANGLO AMERICAN PLC	757,736	24.12	18,276,592.32
	ANTOFAGASTA PLC	229,746	22.14	5,086,576.44
	CRODA INTERNATIONAL PLC	81,986	43.52	3,568,030.72
	ENDEAVOUR MINING PLC	106,898	17.57	1,878,197.86
	GLENCORE PLC	6,068,192	4.77	28,957,412.22
	MONDI PLC	239,805	15.14	3,631,846.72
	RIO TINTO PLC	658,287	54.09	35,606,743.83
	ASHTED GROUP PLC	247,826	55.56	13,769,212.56
	BAE SYSTEMS PLC	1,759,744	13.94	24,530,831.36
	BUNZL PLC	205,485	29.72	6,107,014.20
	DCC PLC	56,482	57.20	3,230,770.40
	MELROSE INDUSTRIES PLC	818,590	6.30	5,163,665.72
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	4,779,549	4.58	21,899,893.51
	SMITHS GROUP PLC	180,764	17.38	3,141,678.32
	SPIRAX GROUP PLC	46,237	88.70	4,101,221.90
	EXPERIAN PLC	539,897	37.43	20,208,344.71
	INTERTEK GROUP PLC	105,981	49.32	5,226,982.92
	RELX PLC	1,109,011	35.40	39,258,989.40
	RENTOKIL INITIAL PLC	1,426,851	4.31	6,156,862.06
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	519,922	5.09	2,649,522.51
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	65,065	52.60	3,422,419.00
	BURBERRY GROUP PLC	223,981	10.42	2,335,001.92
	PERSIMMON PLC	218,440	14.91	3,256,940.40
	TAYLOR WIMPEY PLC	2,505,525	1.52	3,812,156.28
	COMPASS GROUP PLC	995,178	22.02	21,913,819.56
	ENTAIN PLC	318,737	7.22	2,301,281.14
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	102,844	149.50	15,375,178.00
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	88,617	79.88	7,078,725.96
PEARSON PLC	322,789	9.46	3,054,875.09	
WHITBREAD PLC	109,945	29.93	3,290,653.85	
AUTO TRADER GROUP PLC	520,853	8.29	4,320,996.48	

INFORMA PLC	861,202	8.43	7,259,932.86
WPP PLC	695,292	7.78	5,414,934.09
JD SPORTS FASHION PLC	1,458,356	1.28	1,868,883.21
KINGFISHER PLC	1,064,697	2.68	2,858,711.44
NEXT PLC	73,640	92.82	6,835,264.80
SAINSBURY (J) PLC	864,017	2.67	2,312,109.49
TESCO PLC	4,028,188	3.09	12,471,270.04
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	178,973	25.84	4,624,662.32
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,159,112	24.34	28,212,786.08
COCA-COLA HBC AG-DI	139,727	27.16	3,794,985.32
DIAGEO PLC	1,282,603	27.12	34,790,606.37
IMPERIAL BRANDS PLC	475,337	19.84	9,430,686.08
HALEON PLC	4,003,569	3.31	13,263,824.09
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	416,618	45.26	18,856,130.68
UNILEVER PLC	1,472,472	43.89	64,626,796.08
SMITH & NEPHEW PLC	543,981	10.34	5,627,483.44
ASTRAZENECA PLC	910,057	125.90	114,576,176.30
GSK PLC	2,403,789	16.40	39,422,139.60
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	72,292	19.73	1,426,321.16
BARCLAYS PLC	8,918,202	2.16	19,276,693.62
HSBC HOLDINGS PLC	11,052,340	6.92	76,504,297.48
LLOYDS BANKING GROUP PLC	37,636,137	0.55	20,940,746.62
NATWEST GROUP PLC	3,865,885	3.18	12,324,441.38
STANDARD CHARTERED PLC	1,327,549	7.44	9,882,274.75
3I GROUP PLC	579,549	29.52	17,108,286.48
HARGREAVES LANSDOWN PLC	208,222	10.65	2,218,605.41
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	266,746	94.26	25,143,477.96
M&G PLC	1,211,540	2.01	2,437,618.48
SCHRODERS PLC	465,209	3.89	1,812,454.26
WISE PLC - A	304,193	8.49	2,584,119.53
ADMIRAL GROUP PLC	145,253	27.67	4,019,150.51
AVIVA PLC	1,466,553	4.80	7,051,186.82
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	3,328,554	2.53	8,437,884.39
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	427,896	4.99	2,135,201.04
PRUDENTIAL PLC	1,563,873	7.62	11,919,840.00
SAGE GROUP PLC/THE	595,993	10.63	6,338,385.55

	HALMA PLC	207,364	23.17	4,804,623.88
	BT GROUP PLC	3,495,838	1.33	4,654,708.29
	VODAFONE GROUP PLC	13,899,367	0.72	10,035,342.97
	CENTRICA PLC	2,862,357	1.34	3,861,319.59
	NATIONAL GRID PLC	2,728,846	8.64	23,577,229.44
	SEVERN TRENT PLC	147,941	24.04	3,556,501.64
	SSE PLC	627,105	17.84	11,190,688.72
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	366,180	10.11	3,702,079.80
	イギリスポンド 小計	158,830,136		1,144,214,679.99 (228,041,985,722)
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	99,007	13.77	1,363,326.39
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	4,820	733.00	3,533,060.00
	GIVAUDAN-REG	5,281	4,324.00	22,835,044.00
	HOLCIM LTD	309,438	79.68	24,656,019.84
	SIG GROUP AG	180,750	17.33	3,132,397.50
	SIKA AG-REG	91,127	273.50	24,923,234.50
	ABB LTD-REG	939,353	50.62	47,550,048.86
	GEBERIT AG-REG	20,321	556.00	11,298,476.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	15,651	230.50	3,607,555.50
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	22,674	235.00	5,328,390.00
	VAT GROUP AG	16,784	489.80	8,220,803.20
	ADECCO GROUP AG-REG	89,253	33.44	2,984,620.32
	SGS SA-REG	92,854	83.94	7,794,164.76
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	28,395	269.10	7,641,094.50
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	317,275	149.20	47,337,430.00
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	15,105	190.20	2,872,971.00
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	26,795	37.15	995,434.25
	AVOLTA AG	58,100	36.88	2,142,728.00
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	1,816	1,550.00	2,814,800.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	516	10,670.00	5,505,720.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	69	108,800.00	7,507,200.00
	NESTLE SA-REG	1,563,664	98.34	153,770,717.76
	ALCON INC	284,677	81.94	23,326,433.38
	SONOVA HOLDING AG-REG	30,986	289.30	8,964,249.80
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	65,136	118.00	7,686,048.00
	BACHEM HOLDING AG	12,632	79.05	998,559.60

	LONZA GROUP AG-REG	42,468	506.40	21,505,795.20
	NOVARTIS AG-REG	1,157,033	94.99	109,906,564.67
	ROCHE HOLDING AG-BR	17,136	265.40	4,547,894.40
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	413,786	238.10	98,522,446.60
	SANDOZ GROUP AG	237,909	31.65	7,529,819.85
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	14,828	95.80	1,420,522.40
	JULIUS BAER GROUP LTD	123,773	51.50	6,374,309.50
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	13,341	1,184.00	15,795,744.00
	UBS GROUP AG-REG	1,930,590	28.38	54,790,144.20
	BALOISE HOLDING AG - REG	24,788	154.90	3,839,661.20
	HELVETIA HOLDING AG-REG	20,883	120.40	2,514,313.20
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	17,162	640.60	10,993,977.20
	SWISS RE AG	175,000	113.10	19,792,500.00
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	86,172	478.90	41,267,770.80
	TEMENOS AG - REG	34,525	58.40	2,016,260.00
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	89,920	90.74	8,159,340.80
	SWISSCOM AG-REG	15,056	507.50	7,640,920.00
	BKW AG	9,300	144.80	1,346,640.00
	SWISS PRIME SITE-REG	41,126	84.60	3,479,259.60
	スイスフラン 小計	8,757,275		860,234,410.78 (150,549,624,230)
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	1,515,868	38.85	58,891,471.80
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	787,000	99.80	78,542,600.00
	MTR CORP	1,006,500	26.15	26,319,975.00
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	622,000	21.10	13,124,200.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	1,163,000	40.45	47,043,350.00
	SANDS CHINA LTD	1,265,600	18.60	23,540,160.00
	WH GROUP LTD	3,953,000	5.37	21,227,610.00
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,992,000	24.75	49,302,000.00
	HANG SENG BANK LTD	496,100	109.50	54,322,950.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	726,800	273.00	198,416,400.00
	AIA GROUP LTD	6,675,200	59.05	394,170,560.00
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	2,189,000	8.69	19,022,410.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	453,000	44.80	20,294,400.00
	CLP HOLDINGS LTD	855,000	64.80	55,404,000.00
	HONG KONG & CHINA GAS	5,821,348	5.90	34,345,953.20

	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	675,500	43.85	29,620,675.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	1,381,368	30.60	42,269,860.80	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	965,641	22.95	22,161,460.95	
	SINO LAND CO	1,773,400	8.37	14,843,358.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	935,500	75.00	70,162,500.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	221,500	68.75	15,228,125.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	500,800	14.04	7,031,232.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	527,000	23.20	12,226,400.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	1,110,000	22.50	24,975,000.00	
	香港ドル 小計	37,612,125		1,332,486,651.75 (26,583,108,702)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	801,600	6.65	5,330,640.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	754,200	4.09	3,084,678.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	860,940	6.81	5,863,001.40	
	GENTING SINGAPORE LTD	2,772,500	0.88	2,453,662.50	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	897,000	3.10	2,780,700.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1,171,530	35.50	41,589,315.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	1,943,900	14.30	27,797,770.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	738,300	30.77	22,717,491.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	666,800	9.73	6,487,964.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	5,128,060	2.53	12,973,991.80	
	SEMBICORP INDUSTRIES LTD	748,700	5.06	3,788,422.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	1,432,100	2.63	3,766,423.00	
	シンガポールドル 小計	17,915,630		138,634,058.70 (16,057,983,019)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	743,217	7.80	5,797,092.60	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	313,297	30.50	9,555,558.50	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	1,073,324	4.05	4,346,962.20	
	MERCURY NZ LTD	288,052	6.80	1,958,753.60	
	MERIDIAN ENERGY LTD	765,945	6.47	4,959,493.87	
	ニュージーランドドル 小計	3,183,835		26,617,860.77 (2,569,688,278)	
スウェーデンクローネ	BOLIDEN AB	178,730	355.00	63,449,150.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	33,017	430.00	14,197,310.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	384,247	156.80	60,249,929.60	
	ALFA LAVAL AB	159,289	480.00	76,458,720.00	

ASSA ABLOY AB-B	600,345	306.60	184,065,777.00
ATLAS COPCO AB-A SHS	1,580,116	201.80	318,867,408.80
ATLAS COPCO AB-B SHS	859,982	173.90	149,550,869.80
BEIJER REF AB	222,900	163.60	36,466,440.00
EPIROC AB-A	411,012	217.30	89,312,907.60
EPIROC AB-B	210,487	197.70	41,613,279.90
HUSQVARNA AB-B SHS	159,232	84.46	13,448,734.72
INDUTRADE AB	150,700	272.20	41,020,540.00
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	143,545	294.10	42,216,584.50
LIFCO AB-B SHS	130,200	284.00	36,976,800.00
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	964,700	51.60	49,778,520.00
SAAB AB-B	160,400	248.90	39,923,560.00
SANDVIK AB	641,798	224.20	143,891,111.60
SKANSKA AB-B SHS	209,707	185.90	38,984,531.30
SKF AB-B SHARES	208,393	225.80	47,055,139.40
TRELLEBORG AB-B SHS	143,031	414.60	59,300,652.60
VOLVO AB-A SHS	129,112	291.60	37,649,059.20
VOLVO AB-B SHS	920,911	285.90	263,288,454.90
SECURITAS AB-B SHS	235,929	110.30	26,022,968.70
VOLVO CAR AB-B	442,279	35.32	15,621,294.28
EVOLUTION AB	104,162	1,133.00	118,015,546.00
HENNES & MAURITZ AB-B SHS	375,134	184.30	69,137,196.20
ESSITY AKTIEBOLAG-B	363,596	280.80	102,097,756.80
GETINGE AB-B SHS	131,116	186.70	24,479,357.20
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	93,763	288.60	27,060,001.80
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	907,944	149.60	135,828,422.40
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	803,955	98.56	79,237,804.80
SWEDBANK AB - A SHARES	487,581	214.80	104,732,398.80
EQT AB	212,742	324.80	69,098,601.60
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	91,454	370.60	33,892,852.40
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	89,196	367.80	32,806,288.80
INVESTOR AB-B SHS	1,013,030	287.20	290,942,216.00
LUNDBERGS AB-B SHS	43,685	536.50	23,437,002.50
ERICSSON LM-B SHS	1,531,407	65.80	100,766,580.60
HEXAGON AB-B SHS	1,187,146	117.10	139,014,796.60
TELE2 AB-B SHS	367,709	104.00	38,241,736.00

	TELIA CO AB	1,284,253	27.35	35,124,319.55	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	459,633	73.40	33,737,062.20	
	SAGAX AB-B	105,140	281.40	29,586,396.00	
	スウェーデンクローネ 小計	18,932,708		3,376,646,080.15 (50,683,457,663)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	166,028	256.40	42,569,579.20	
	EQUINOR ASA	542,080	294.30	159,534,144.00	
	NORSK HYDRO ASA	701,222	68.76	48,216,024.72	
	YARA INTERNATIONAL ASA	83,488	312.10	26,056,604.80	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	46,700	905.00	42,263,500.00	
	MOWI ASA	251,136	187.40	47,062,886.40	
	ORKLA ASA	493,828	87.15	43,037,110.20	
	SALMAR ASA	40,591	626.50	25,430,261.50	
	DNB BANK ASA	533,264	203.80	108,679,203.20	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	114,704	185.60	21,289,062.40	
	TELENOR ASA	333,379	126.00	42,005,754.00	
	ノルウェークローネ 小計	3,306,420		606,144,130.42 (8,940,625,923)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	211,746	419.90	88,912,145.40	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	6,061	2,872.00	17,407,192.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	591,405	191.10	113,017,495.50	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	1,724	11,780.00	20,308,720.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	2,834	12,010.00	34,036,340.00	
	DSV A/S	100,380	1,103.00	110,719,140.00	
	PANDORA A/S	44,829	1,094.50	49,065,340.50	
	CARLSBERG AS-B	58,566	970.60	56,844,159.60	
	COLOPLAST-B	70,770	829.60	58,710,792.00	
	DEMANT A/S	60,610	332.20	20,134,642.00	
	GENMAB A/S	39,585	1,940.50	76,814,692.50	
	NOVO NORDISK A/S-B	1,911,267	973.30	1,860,236,171.10	
	DANSKE BANK A/S	406,811	209.70	85,308,266.70	
	TRYG A/S	186,282	144.80	26,973,633.60	
ORSTED A/S	116,437	398.80	46,435,075.60		
	デンマーククローネ 小計	3,809,307		2,664,923,806.50 (60,627,016,597)	
イスラエルシェ	ICL GROUP LTD	547,223	17.09	9,352,041.07	



ケル	ELBIT SYSTEMS LTD	14,469	687.70	9,950,331.30
	BANK HAPOALIM BM	758,702	33.15	25,150,971.30
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	900,703	30.60	27,561,511.80
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	759,946	18.66	14,180,592.36
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	107,140	131.00	14,035,340.00
	NICE LTD	32,481	624.30	20,277,888.30
	AZRIELI GROUP LTD	14,806	224.50	3,323,947.00
イスラエルシェケル 小計		3,135,470		123,832,623.13 (5,165,417,825)
ユーロ	ENI SPA	1,279,529	14.07	18,002,973.03
	GALP ENERGIA SGPS SA	244,234	19.15	4,677,081.10
	NESTE OYJ	240,492	18.82	4,527,261.90
	OMV AG	76,362	41.12	3,140,005.44
	REPSOL SA	739,311	14.56	10,768,064.71
	TENARIS SA	260,856	14.82	3,865,885.92
	TOTALENERGIES SE	1,255,578	64.97	81,574,902.66
	AIR LIQUIDE SA	309,298	185.50	57,374,779.00
	AKZO NOBEL N. V.	91,917	62.32	5,728,267.44
	ARCELORMITTAL	310,796	23.55	7,319,245.80
	ARKEMA	35,633	90.45	3,223,004.85
	BASF SE	523,118	46.98	24,576,083.64
	COVESTRO AG	104,095	47.20	4,913,284.00
	DSM-FIRMENICH AG	109,408	101.70	11,126,793.60
	EVONIK INDUSTRIES AG	123,314	18.58	2,291,174.12
	HEIDELBERG MATERIALS AG	73,831	95.12	7,022,804.72
	OCI NV	80,550	24.92	2,007,306.00
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	162,088	44.14	7,154,564.32
	STORA ENSO OYJ-R SHS	298,391	12.89	3,847,751.94
	SYENSQO SA	37,756	91.26	3,445,612.56
	SYMRISE AG	82,005	109.70	8,995,948.50
	UMICORE	118,677	16.74	1,986,652.98
	UPM-KYMMENE OYJ	311,739	34.23	10,670,825.97
	VOESTALPINE AG	62,408	26.38	1,646,323.04
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	129,451	40.94	5,299,723.94	
AIRBUS SE	345,747	153.52	53,079,079.44	
ALSTOM	192,488	17.98	3,460,934.24	

BOUYGUES SA	103,648	35.45	3,674,321.60
BRENTAG SE	71,852	64.76	4,653,135.52
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	271,506	80.56	21,872,523.36
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	297,944	40.08	11,941,595.52
DASSAULT AVIATION SA	9,266	193.20	1,790,191.20
EIFFAGE	38,587	101.85	3,930,085.95
FERROVIAL SE	303,733	36.54	11,098,403.82
GEA GROUP AG	88,362	37.22	3,288,833.64
IMCD NV	29,880	140.25	4,190,670.00
KINGSPAN GROUP PLC	92,479	86.55	8,004,057.45
KNORR-BREMSE AG	40,814	71.25	2,907,997.50
KONE OYJ-B	208,302	46.95	9,779,778.90
LEGRAND SA	149,051	98.70	14,711,333.70
LEONARDO SPA	240,845	23.74	5,717,660.30
METSO CORP	358,750	10.82	3,883,468.75
MTU AERO ENGINES AG	33,898	228.70	7,752,472.60
PRYSMIAN SPA	162,614	59.04	9,600,730.56
RATIONAL AG	3,372	818.00	2,758,296.00
REXEL SA	122,383	27.08	3,314,131.64
RHEINMETALL AG	26,370	523.80	13,812,606.00
SAFRAN SA	198,070	210.90	41,772,963.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	319,991	228.75	73,197,941.25
SIEMENS AG-REG	446,573	175.68	78,453,944.64
SIEMENS ENERGY AG	366,520	23.22	8,510,594.40
THALES SA	52,989	171.50	9,087,613.50
VINCI SA	289,310	113.70	32,894,547.00
WARTSILA OYJ ABP	296,181	19.25	5,701,484.25
BUREAU VERITAS SA	201,388	28.32	5,703,308.16
RANDSTAD NV	52,875	48.01	2,538,528.75
TELEPERFORMANCE	29,501	103.65	3,057,778.65
WOLTERS KLUWER	142,806	150.35	21,470,882.10
ADP	17,115	132.40	2,266,026.00
AENA SME SA	46,423	182.60	8,476,839.80
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	338,250	6.34	2,145,858.00
DHL GROUP	568,735	39.72	22,590,154.20
GETLINK SE	172,576	16.63	2,869,938.88

INPOST SA	141,398	16.66	2,355,690.68
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	176,648	91.50	16,163,292.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	40,076	86.80	3,478,596.80
CONTINENTAL AG	69,435	61.50	4,270,252.50
DR ING HC F PORSCHE AG	58,770	75.82	4,455,941.40
FERRARI NV	72,165	388.20	28,014,453.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	477,813	65.78	31,430,539.14
MICHELIN (CGDE)	413,033	37.61	15,534,171.13
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	83,301	50.08	4,171,714.08
RENAULT SA	114,124	51.92	5,925,318.08
STELLANTIS NV	1,314,822	20.31	26,704,034.82
VOLKSWAGEN AG	19,218	125.90	2,419,546.20
VOLKSWAGEN AG-PREF	117,861	113.45	13,371,330.45
ADIDAS AG	95,351	231.20	22,045,151.20
HERMES INTERNATIONAL	18,560	2,210.00	41,017,600.00
KERING	45,475	325.95	14,822,576.25
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	161,892	762.70	123,475,028.40
MONCLER SPA	121,056	62.00	7,505,472.00
PUMA SE	70,653	47.56	3,360,256.68
SEB SA	9,694	111.70	1,082,819.80
ACCOR SA	103,418	39.12	4,045,712.16
AMADEUS IT GROUP SA	254,821	67.66	17,241,188.86
DELIVERY HERO SE	104,269	28.66	2,988,349.54
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	68,879	33.32	2,295,048.28
SODEXO SA	58,085	89.00	5,169,565.00
BOLLORE SE	416,392	6.32	2,631,597.44
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	42,374	80.45	3,408,988.30
PUBLICIS GROUPE	129,210	102.60	13,256,946.00
SCOUT24 SE	41,543	71.75	2,980,710.25
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	492,346	28.64	14,100,789.44
VIVENDI SE	404,329	10.08	4,077,657.96
D' IETEREN GROUP	13,308	200.20	2,664,261.60
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	619,831	45.99	28,506,027.69
PROSUS NV	841,775	34.19	28,780,287.25
ZALANDO SE	125,157	24.15	3,022,541.55
CARREFOUR SA	330,839	14.93	4,941,080.46

JERONIMO MARTINS	169,984	20.18	3,430,277.12
KESKO OYJ-B SHS	133,348	16.30	2,174,239.14
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	548,403	28.15	15,437,544.45
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	525,247	58.30	30,621,900.10
DANONE	383,632	59.86	22,964,211.52
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	367,895	9.69	3,565,638.34
HEINEKEN HOLDING NV	79,993	76.90	6,151,461.70
HEINEKEN NV	170,653	94.66	16,154,012.98
JDE PEET'S NV	53,600	20.76	1,112,736.00
KERRY GROUP PLC-A	86,856	77.75	6,753,054.00
LOTUS BAKERIES	279	10,080.00	2,812,320.00
PERNOD RICARD SA	121,189	139.45	16,899,806.05
REMY COINTREAU	9,646	83.35	803,994.10
BEIERSDORF AG	56,324	142.95	8,051,515.80
HENKEL AG & CO KGAA	57,972	74.35	4,310,218.20
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	102,673	84.06	8,630,692.38
L'OREAL	139,896	456.15	63,813,560.40
AMPLIFON SPA	68,691	33.69	2,314,199.79
BIOMERIEUX	22,555	95.50	2,154,002.50
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	22,646	85.45	1,935,100.70
DIASORIN SPA	9,103	100.70	916,672.10
ESSILORLUXOTTICA	174,801	207.80	36,323,647.80
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	102,446	39.39	4,035,347.94
FRESENIUS SE & CO KGAA	246,854	30.36	7,494,487.44
KONINKLIJKE PHILIPS NV	460,335	24.20	11,140,107.00
SIEMENS HEALTHINEERS AG	167,713	55.06	9,234,277.78
ARGENX SE	34,568	352.80	12,195,590.40
BAYER AG-REG	595,741	28.38	16,910,108.28
EUROFINS SCIENTIFIC	69,815	54.80	3,825,862.00
GRIFOLS SA	126,564	9.35	1,184,132.78
IPSEN	21,710	122.80	2,665,988.00
MERCK KGAA	78,124	171.90	13,429,515.60
ORION OYJ-CLASS B	50,154	38.84	1,947,981.36
QIAGEN N. V.	131,652	41.11	5,412,871.98
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	58,531	49.24	2,882,066.44
SANOFI	671,454	91.01	61,109,028.54

SARTORIUS AG-VORZUG	12,941	249.90	3,233,955.90
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	13,983	186.35	2,605,732.05
UCB SA	76,947	129.90	9,995,415.30
ABN AMRO BANK NV-CVA	290,262	15.80	4,586,139.60
AIB GROUP PLC	865,126	5.11	4,425,119.49
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	3,438,230	9.79	33,687,777.54
BANCO BPM SPA	723,370	6.49	4,694,671.30
BANCO DE SABADELL SA	3,266,886	1.89	6,198,916.18
BANCO SANTANDER SA	9,292,565	4.74	44,079,282.07
BANK OF IRELAND GROUP PLC	639,461	10.05	6,426,583.05
BNP PARIBAS	608,318	66.85	40,666,058.30
CAIXABANK SA	2,212,480	5.21	11,527,020.80
COMMERZBANK AG	626,119	15.28	9,570,228.91
CREDIT AGRICOLE SA	617,427	14.60	9,017,521.33
ERSTE GROUP BANK AG	202,525	45.17	9,148,054.25
FINECOBANK SPA	326,073	14.86	4,845,444.78
ING GROEP NV	1,908,807	16.34	31,189,906.38
INTESA SANPAOLO	8,401,099	3.60	30,252,357.49
KBC GROUP NV	152,074	66.12	10,055,132.88
MEDIOBANCA SPA	298,281	14.37	4,287,789.37
NORDEA BANK ABP	1,857,374	11.39	21,164,776.73
SOCIETE GENERALE SA	437,480	26.01	11,378,854.80
UNICREDIT SPA	885,372	36.50	32,316,078.00
ADYEN NV	12,973	1,231.80	15,980,141.40
AMUNDI SA	42,569	66.70	2,839,352.30
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	1,095,593	15.26	16,723,131.55
DEUTSCHE BOERSE AG	108,813	188.50	20,511,250.50
EDENRED	146,617	46.22	6,776,637.74
EURAZEO SE	19,619	79.05	1,550,881.95
EURONEXT NV	49,351	93.15	4,597,045.65
EXOR NV	61,120	100.70	6,154,784.00
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	58,617	69.95	4,100,259.15
NEXI SPA	338,814	6.19	2,099,291.54
SOFINA	9,693	221.00	2,142,153.00
AEGON LTD	856,692	5.94	5,092,177.24
AGEAS	85,112	43.86	3,733,012.32

ALLIANZ SE-REG	230,351	263.90	60,789,628.90
ASR NEDERLAND NV	95,241	45.67	4,349,656.47
ASSICURAZIONI GENERALI	617,515	23.94	14,783,309.10
AXA SA	1,072,568	33.41	35,834,496.88
HANNOVER RUECK SE	33,983	234.80	7,979,208.40
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	78,575	462.70	36,356,652.50
NN GROUP NV	160,370	42.69	6,846,195.30
POSTE ITALIANE SPA	269,406	12.79	3,445,702.74
SAMPO OYJ-A SHS	268,909	40.35	10,850,478.15
TALANX AG	40,850	75.50	3,084,175.00
BECHTLE AG	39,938	46.30	1,849,129.40
CAPGEMINI SE	93,378	193.50	18,068,643.00
DASSAULT SYSTEMES SE	392,835	37.66	14,794,166.10
NEMETSCHEK SE	32,589	96.90	3,157,874.10
SAP SE	612,522	177.72	108,857,409.84
NOKIA OYJ	3,149,790	3.62	11,425,863.22
CELLNEX TELECOM SA	275,682	34.48	9,505,515.36
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	1,899,005	22.63	42,974,483.15
ELISA OYJ	88,430	43.60	3,855,548.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	180,053	10.03	1,805,931.59
KONINKLIJKE KPN NV	2,412,828	3.50	8,464,200.62
ORANGE	1,094,314	10.49	11,479,353.86
TELECOM ITALIA SPA	3,630,827	0.23	868,856.90
TELEFONICA SA	2,783,952	4.41	12,293,932.03
ACCIONA SA	13,178	119.00	1,568,182.00
E.ON SE	1,354,815	12.57	17,030,024.55
EDP RENOVAVEIS SA	231,965	14.67	3,402,926.55
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	1,709,490	3.77	6,444,777.30
ELIA GROUP SA/NV	17,969	95.45	1,715,141.05
ENDESA SA	199,107	18.70	3,724,296.43
ENEL SPA	4,780,882	6.79	32,500,435.83
ENGIE	1,087,360	15.44	16,794,275.20
FORTUM OYJ	254,538	13.95	3,552,077.79
IBERDROLA SA	3,424,842	12.33	42,228,301.86
REDEIA CORP SA	220,809	16.98	3,749,336.82
RWE AG	362,247	34.87	12,631,552.89

	SNAM SPA	1, 319, 110	4. 46	5, 891, 145. 26	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	888, 343	7. 79	6, 925, 522. 02	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	396, 328	31. 51	12, 488, 295. 28	
	VERBUND AG	48, 497	76. 50	3, 710, 020. 50	
	ASM INTERNATIONAL NV	26, 424	675. 20	17, 841, 484. 80	
	ASML HOLDING NV	233, 926	957. 50	223, 984, 145. 00	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	46, 282	143. 65	6, 648, 409. 30	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	747, 933	36. 66	27, 419, 223. 78	
	STMICROELECTRONICS NV	406, 101	41. 22	16, 739, 483. 22	
	LEG IMMOBILIEN SE	41, 849	80. 52	3, 369, 681. 48	
	VONOVIA SE	431, 666	28. 76	12, 414, 714. 16	
	ユーロ 小計	105, 417, 354		3, 097, 806, 537. 07 (525, 666, 791, 275)	
	合 計	622, 318, 069		5, 545, 782, 585, 018 (5, 545, 782, 585, 018)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	99, 307	11, 560, 327. 87	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	170, 912	6, 113, 522. 24	
		AMERICAN TOWER CORP	275, 177	54, 895, 059. 73	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	80, 057	15, 872, 901. 39	
		BOSTON PROPERTIES INC	93, 232	5, 671, 302. 56	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	68, 399	7, 317, 325. 02	
		CROWN CASTLE INC	250, 133	25, 423, 518. 12	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	185, 074	27, 228, 086. 88	
		EQUINIX INC	56, 079	42, 778, 743. 57	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	94, 973	6, 059, 277. 40	
		EQUITY RESIDENTIAL	205, 240	13, 396, 014. 80	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	37, 480	10, 056, 633. 60	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	122, 615	18, 205, 875. 20	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	175, 988	7, 891, 301. 92	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	437, 815	8, 550, 526. 95	

		HOST HOTELS & RESORTS INC	453,144	8,147,529.12	
		INVITATION HOMES INC	353,860	12,335,559.60	
		IRON MOUNTAIN INC	164,114	13,923,431.76	
		KIMCO REALTY CORP	388,713	7,389,434.13	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	74,228	10,175,916.52	
		PROLOGIS INC	546,942	60,169,089.42	
		PUBLIC STORAGE	91,236	25,193,909.04	
		REALTY INCOME CORP	516,514	28,026,049.64	
		REGENCY CENTERS CORP	92,410	5,681,366.80	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	60,761	11,870,876.57	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	194,193	29,862,999.54	
		SUN COMMUNITIES INC	75,315	8,942,903.10	
		UDR INC	183,019	7,247,552.40	
		VENTAS INC	240,064	11,964,789.76	
		VICI PROPERTIES INC	591,962	16,835,399.28	
		WELLTOWER INC	330,877	34,626,278.05	
		WEYERHAEUSER CO	413,253	12,298,409.28	
		WP CAREY INC	115,948	6,701,794.40	
アメリカドル合計			7,239,034	572,413,705.66 (89,187,779,478)	
カナダドル	投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	36,100	1,633,525.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	58,600	1,032,532.00	
カナダドル合計			94,700	2,666,057.00 (303,930,498)	
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS/AU	603,939	4,209,454.83	
		GOODMAN GROUP	965,604	33,873,388.32	
		GPT GROUP	1,535,318	6,647,926.94	
		MIRVAC GROUP	2,214,980	4,418,885.10	
		SCENTRE GROUP	3,534,724	11,381,811.28	
		STOCKLAND	1,319,965	6,058,639.35	
		VICINITY CENTRES	1,843,215	3,548,188.87	
オーストラリアドル合計			12,017,745	70,138,294.69 (7,288,070,201)	
イギリス ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	352,124	2,320,497.16	
		SEGRO PLC	726,973	6,739,039.71	
イギリスポンド合計			1,079,097	9,059,536.87	



				(1,805,565,698)
香港ドル	投資証券	LINK REIT	1,336,000	45,557,600.00
香港ドル合計			1,336,000	45,557,600.00 (908,874,120)
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	2,228,300	5,927,278.00
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	2,977,171	5,924,570.29
シンガポールドル合計			5,205,471	11,851,848.29 (1,372,799,587)
ユーロ	投資証券	COVIVIO	26,523	1,311,827.58
		GECINA SA	24,517	2,483,572.10
		KLEPIERRE	129,417	3,494,259.00
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD SE	64,908	5,203,025.28
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	98,953	2,638,086.98
ユーロ合計			344,318	15,130,770.94 (2,567,540,520)
合計				103,434,560,102 (103,434,560,102)

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 581 銘柄	97.91%	—	74.10%
	投資証券 33 銘柄	—	2.09%	1.58%
カナダドル	株式 85 銘柄	99.83%	—	3.17%
	投資証券 2 銘柄	—	0.17%	0.01%
オーストラリアドル	株式 51 銘柄	93.56%	—	1.88%
	投資証券 7 銘柄	—	6.44%	0.13%
イギリスポンド	株式 77 銘柄	99.21%	—	4.04%
	投資証券 2 銘柄	—	0.79%	0.03%
スイスフラン	株式 45 銘柄	100.00%	—	2.66%
香港ドル	株式 24 銘柄	96.69%	—	0.47%
	投資証券 1 銘柄	—	3.31%	0.02%
シンガポールドル	株式 12 銘柄	92.12%	—	0.28%
	投資証券 2 銘柄	—	7.88%	0.02%
ニュージーランドドル	株式 5 銘柄	100.00%	—	0.05%
スウェーデンクローネ	株式 43 銘柄	100.00%	—	0.90%

ノルウェークローネ	株式	11 銘柄	100.00%	—	0.16%
デンマーククローネ	株式	15 銘柄	100.00%	—	1.07%
イスラエルシェケル	株式	8 銘柄	100.00%	—	0.09%
ユーロ	株式	218 銘柄	99.51%	—	9.31%
	投資証券	5 銘柄	—	0.49%	0.05%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信】

#### 【純資産額計算書】

2024年6月28日現在

(単位:円)

I 資産総額	23,329,572,351
II 負債総額	174,849,681
III 純資産総額 (I - II)	23,154,722,670
IV 発行済口数	3,940,500口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	5,876.09
(100口当たり)	(587,609)

(参考)

## 外国株式インデックスマザーファンド

#### 純資産額計算書

2024年6月28日現在

(単位:円)

I 資産総額	6,145,520,015,574
II 負債総額	448,774,492
III 純資産総額 (I - II)	6,145,071,241,082
IV 発行済口数	814,172,629,847口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	7.5476
(10,000口当たり)	(75,476)

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2024年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

## (2) 委託会社の機構

### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

### ・投資運用の意思決定機構

#### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### ②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

#### ⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

#### ⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年6月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除き

ます。)

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	825	36,626,583
追加型公社債投資信託	16	1,559,147
単位型株式投資信託	95	421,610
単位型公社債投資信託	47	98,304
合 計	983	38,705,644

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。



## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)		第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357
投資その他の資産				
投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	507,559	807,451
未払金		
未払収益分配金	114,094	105,550
未払償還金	7,418	43,553
未払手数料	※2 6,139,595	※2 7,523,485
その他未払金	※2 955,697	※2 885,002
未払費用	※2 5,778,896	※2 8,611,140
未払消費税等	439,657	623,219
未払法人税等	2,375,281	2,235,007
賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949
固定負債		
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350
資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		84,121,445		98,635,342
投資顧問料		2,750,601		3,117,320
その他営業収益		10,412		148,442
営業収益合計		86,882,459		101,901,104
営業費用				
支払手数料	※4	31,461,274	※4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		-		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444
一般管理費				
給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		47,353		54,618
受取利息	※4	10,279	※4	12,836
投資有価証券償還益		609,102		204,527
収益分配金等時効完成分		94,351		17,722
受取賃貸料	※4	65,808	※4	162,111
その他		36,894		44,734
営業外収益合計		863,788		496,550
営業外費用				
投資有価証券償還損		32,995		234,700
時効後支払損引当金繰入		31,951		-
事務過誤費		2,680		10,822
賃貸関連費用		14,262		108,773
その他		32,394		25,903
営業外費用合計		114,284		380,199
経常利益		15,012,711		15,975,421
特別利益				
投資有価証券売却益		387,113		464,927
固定資産売却益		-	※1	16,229
資産除去債務履行差額		-		87,050
特別利益合計		387,113		568,207
特別損失				
投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	※3	32,791	※3	20,246
固定資産売却損		-	※2	65,427
減損損失	※5	315,350		-
企業結合関連費用		-	※6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4	4,860,444	※4	4,542,085
法人税等調整額		△271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969,087	6,969,087	6,969,087
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。



## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
建物	1,006,606 千円	498,805 千円
器具備品	1,985,072 千円	1,643,689 千円
投資不動産	163,978 千円	211,090 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
預金	40,165,058 千円	39,776,992 千円
未収収益	15,046 千円	12,312 千円
未払手数料	790,279 千円	886,173 千円
その他未払金	77,007 千円	105,407 千円
未払費用	277,358 千円	599,493 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	16,229 千円
計	-	16,229 千円

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	65,427 千円
計	-	65,427 千円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	1,047 千円	15,825 千円
器具備品	29,762 千円	3,986 千円
ソフトウェア	1,981 千円	434 千円
計	32,791 千円	20,246 千円

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
支払手数料	4,893,312 千円	5,006,309 千円
受取利息	10,236 千円	12,747 千円
受取賃貸料	68,168 千円	152,876 千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200 千円	132,303 千円

※5. 減損損失

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 (本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当事業年度については、該当事項はありません。

※6. 企業結合関連費用

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 1株当たり配当額 28,713円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 24,440円
- ④ 基準日 2023年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2023年6月29日

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 1株当たり配当額 24,440円
- ③ 基準日 2023年3月31日
- ④ 効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 45,747,620千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 216,218円
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年6月27日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
1 年内	962,809 千円	681,212 千円
1 年超	1,532,728 千円	851,515 千円
合計	2,495,537 千円	1,532,728 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	—
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	—
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	—
資産計	24,303,855	24,303,855	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	—	—	—
金銭の信託	10,500,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064,747	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	1,579,691	—	1,579,691
金銭の信託	—	10,400,000	—	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	—	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	—	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	15,283	—	15,283
金銭の信託	—	10,500,500	—	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	—	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	—	24,303,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載していません。

## 2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円)を含めております。

## 3. 売却したその他有価証券

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011



#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 31,651 千円（その他有価証券のその他 31,651 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の 発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	—	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,583,927 千円	2,425,752 千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 発生額	△103,934	227,699
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
	42,442	△242,114
非積立型制度の退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	△223,319	△157,957
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	△118,832	△47,573
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 152,084 千円、当事業年度 164,524 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	—
資産除去債務	—	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債 合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）及び第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

当社は、2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
期首残高	—	—
有形固定資産の取得に伴う増加	—	1,420,750 千円
時の経過による調整額	—	7,835 千円
期末残高	—	1,428,586 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に 伴う支払 (注1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額 (注4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等  
第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007 千円	未払手数料	1,028,586 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493,449 千円	未払手数料	1,449,414 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。



2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### ②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

# 約款

追加型証券投資信託

MAXIS 海外株式（MSCI コクサイ）上場投信

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

# MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信

## 運用の基本方針

約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、円換算したMSCI コクサイ・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資することがあります。

#### (2) 投資態度

①外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCI コクサイ・インデックス (以下「対象指数」といいます。) に採用されている銘柄の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、円換算した対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

③円換算した対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (3) 投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧外国為替予約取引を行うことができます。

⑨デリバティブ取引 (法人税法第61条の5に定めるものをいいます。) は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

②売買益 (評価益を含みます。) からの分配は行いません。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
『MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ) 上場投信』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第41条第11項、第42条第1項および第2項、第43条第1項、第44条第1項ならびに第46条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、1,000万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総

口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第23条の3に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日における信託金について受入れた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知するものとします。

- ② 受託者は、追加信託に係る信託金について受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、その申込みの当日を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受付日が別に定める日となる場合には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

- ③ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。

1. 第32条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

3. 前各号のほか、委託者が、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

- ④ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1,000円とします。
- ⑥ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込みを受け付けたときには、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができます。
- ⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（金融商品取引所への上場）

第14条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益者名簿の作成と名義登録）



第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その氏名または名称および住所その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

- ② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。
- ③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。
- ④ 前項に規定する名義登録は、第32条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

（投資の対象とする資産の種類等）

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条の4および第22条の5に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第19条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
  16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
  19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）  
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除き

ます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条の3から第22条の5、第22条の7、第23条、第23条の3および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等

をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条の3から第22条の5、第22条の7、第23条、第23条の3および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第22条 削除

(投資する株式等の範囲)

第22条の2 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者および受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第47条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

(信用取引の指図範囲)

第22条の3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第22条の6に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条の4 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第22条の5 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条の6 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第22条の7 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、

担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条の2 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第23条の3 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存に係る業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第32条 この信託の計算期間は、毎年6月9日から12月8日まで、および12月9日から翌年6月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2010年11月22日から2011年6月8日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
  - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 前2項に定める諸費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することができるものとします。
  - 1. 受益権の上場に係る費用
  - 2. 対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料

(信託報酬等)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の15以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第36条 信託財産から生じる配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

- ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
  - 1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
  - 2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金（信託終了時における信託財産の



純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ③ 受託者は、一部解約金（第41条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）について第38条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ④ 受託者は、前各項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第38条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。

- ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
- ③ 受託者は、信託終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日における名義登録受益者として、当該名義登録受益者に償還金を支払います。
- ④ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行うものとします。
- ⑤ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。
- ⑥ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑦ 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行うものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第39条 受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第40条 追加信託金については、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

- ② 一部解約金については、当該金額と当該一部解約に係る元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

(信託契約の一部解約)

第41条 受益者は、2011年1月24日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の当日を受付日として、委託者が定める一部解約の実行の請求に係る一定口数をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約するものとし、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図します。
- ③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 第2項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ⑥ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、一部解約の実行の請求を受け付けたときには、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を当該一部解約の実行の請求を行った受益者から徴することができるものとします。
- ⑦ 委託者は、別に定める日には、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については、当該一部解約の実行の請求の受け付けを行うことができます。
1. 第32条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
  2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  3. 前各号のほか、委託者が、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき
- ⑨ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第21条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑩ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑪ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10万口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑫ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第42条第3項から第6項の規定にしたがいます。

#### (信託契約の解約)

- 第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あ

らかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止された場合
2. 対象指数が廃止された場合
3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第47条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め、

(附則)

第1条 削除

信託契約締結日 2010年11月22日

(附表)

1. 約款第13条第2項および第41条第7項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

 **MUFG** 三菱UFJアセットマネジメント